

平成24年 第6回定例会

美瑛町議会会議録

(第1号) 9月24日 開会

美瑛町議会

平成24年第6回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年第6回美瑛町議会定例会

平成24年9月24日午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問　〔花輪政輝議員、森平真也議員、角和浩幸議員、  
佐藤晴観議員、穂積　力議員、八木幹男議員、  
杉山勝雄議員〕

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	斉	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	中山	勝利君
税務	課長	佐藤	剛敏君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	池田	由行君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	後路	宜伸君
農林	課長	大西	能正君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	山田	厚誠君
町立	病院事務局長	太田	茂夫君
総務	課長補佐	今野	聖貴君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男 君  
係長 梶原祐治 君

---

開会及び開議宣告

---

- 議長（齊藤 正議員） ただいまから平成24年第6回美瑛町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。
- 

美瑛町町民憲章の朗唱

---

- 議長（齊藤 正議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。  
傍聴者の方もご起立の上、一緒をお願いいたします。  
(全員起立して町民憲章の朗唱を行う)  
(朗唱文の記載を省略する)
- 

招集挨拶

---

- 議長（齊藤 正議員） 浜田町長から、本定例会招集のあいさつがあります。  
(「はい、町長」の声)  
浜田町長。  
(町長 浜田 哲君 登壇)

- 町長（浜田 哲君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第6回美瑛町議会定例会、全員の議員の皆さん方の出席をいただきまして開催をいただきました。お礼を申し上げるところであります。また傍聴皆さん方にもお出でいただきましたことを感謝申し上げます。

先ほど議長さんの方からも案内がありましたが、一つは美瑛町のまちづくりの要である農業、春先から色々と雪解けの関係とか心配がありましたが、順調に推移をしてきました。後ほど行政報告もありますが、作物については並、またそれ以上の状況でもあると思っています。数日間雨等が続きましたので、また雨が降ると大雨になってしまうという状況ですから、担当の課長も大変苦労しているところでありますが、農家の方々も非常に苦労が多い収穫時期を迎えています。しかしこの数日間、天候に恵まれましたので、農家の方々、仕事をさせていただく、そういう日が続いたということで順調に進んだのかなど、そんなことを期待をしているところです。引き続き事故のないように農家の方々のすばらしい出来秋を期待をしたいと思います。議長

から水田の方々の顔色も良いよということでもあります。議長も水田農家でありますから顔色が良いんだろうと思って聞いておりましたが、そういう良い1年になるように、皆さん方とまた、町民の方々と力を尽くしていきたいと考えているところです。

そんな中、昨日、そして一昨日とイベントを開催させていただきました。センチュリーライドということで、自転車でまちづくり、美瑛の町を車でどンドン走るのではなくて、よく見ていただいたり、止まっていたりしながら感じていただきたいという思いで、このイベントを開催をしているところです。ヘルシーマラソン、そして宮様スキーマラソンとともに3大イベントという取り組みをさせていただいており、最初は300人の方々から始まりましたが、今回は約700名の方に参加をいただける大会になりました。天気もよく推移をしたということで事故もなく開催できたということで大変嬉しく思っています。

また、どかんと農業まつり、丘のまちフェスティバル、本当に町民の方々のボランティアに支えていただいています。企業の方、関係機関の方々のご尽力はもちろんですが、ボランティアの方々にお力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げるところです。今後とも、多くの方々に楽しんでいただけるイベントとして取り組んでいきたいと思っていますので、皆さん方にまた変わらぬご指導をいただきたいと思っておりますし、議長さんには昨日と一昨日、全部出ていただきました。議員の皆さん方にも出ていただきましたが、大変皆さん方のご協力にも心から感謝を申し上げるところです。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

あと、昨年の大きな災害等の後の1年となっているわけですから、まだまだ日本の状況というのは復興過程にあります。今後とも我々もこの復興に向けて対応すべく色々ときめ細やかな配慮をしていければと考えています。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案させていただきました議案等について説明をさせていただきます。

議案第1号については美瑛町個人情報保護条例の一部改正です。民法の改正に伴うものです。

議案第2号、美瑛町防災会議条例の一部改正、議案第3号、美瑛町災害対策本部条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴うものです。

議案第4号、専決処分ですが、先日説明をさせていただきました美進小学校地下タンク及び燃料配管設備修繕料の追加の補正です。

議案第5号は、平成24年度美瑛町一般会計補正予算についてです。歳出で主なものは、美瑛町は、農商工連携のまちづくりをということで、これまでも観光もそうですし、取り組んでまいりましたが、そういったまちづくりをさらに一歩進めようということで、丘のまちびえい活性化協会という財団を設立して、住民の方々と力を合わせて方向をさらに強めていきたいと考えており、こういった組織をつくるための出資金及び補助金等を歳出で計上させていただいています。また小麦プロジェクトにつきましては、後ほど一般質問等もございしますが、北瑛の

小学校を美瑛町の農作物を紹介でき、料理を提供できるようなところ、また今若い人たちの就職とか非常に厳しい面がありますが、シェフの養成につながるような、そういう施設の改修を目論んでいるところです。東京の方、札幌の方に応援をいただきながら、取り組みを進めていきたいということで提案をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それから定住促進の住宅改修事業ですが、定住促進につきましては今現在、町の中の地域外のところに定住のための仮の施設、何か月間かそこに住んでいただいて、それが良ければ美瑛町に住んでいただければという施設を持っていますが、今回は町の持っている空き住宅を道の補助金をいただきながら、町の中に定住対策を打っていかうということで、これから少子高齢化という中で、空き住宅、美瑛町の民間の方の空き住宅も増えていく予想がされています。こういった住宅を活用する道を探って行きたう計画をさせていただいている事業ですが、こういったものを提案させていただきたいと思っております。

歳入は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域づくり総合交付金、繰越金及び財源調整のための普通交付税の補正などです。

議案第6号、平成24年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算ですが、前年度歳入国庫補助金の返還金に係る補正です。

議案第7号から議案第9号、教育委員会委員の任命ですが、教育委員会委員の任命について議会の同意をお願いを申し上げるところです。任期満了に伴うもの他、今回教育委員の新たな任命をさせていただきたいということです。

議案第10号、請負契約の締結ですが、西町高齢者福祉住宅の請負契約の締結について提案をさせていただきます。高齢者福祉住宅は今持っているものが非常に人気があり要望も多いということで、新たに2号棟の建設をさせていただくものです。その請負契約の締結です。

議案第11号、請負契約の一部変更ですが、北瑛旭第6線道路改良工事の契約内容の変更について提案するものです。設計変更について提案をさせていただくものです。

議案第12号、財産の取得ですが、スクールバスの取得について提案をさせていただきます。

議案第13号、美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてですが、過疎計画の見直しについて提案をさせていただきます。

認定第1号、平成23年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成23年度美瑛町立病院事業会計歳入歳出決算の認定について、9会計について監査委員の審査を終了したことから、監査委員の意見を付して決算の認定を議会をお願いをします。

報告第1号、債権の放棄についてですが、平成23年度において放棄した債権について報告をさせていただきます。

以上、議案13件、認定9件、報告1件についてご提案をいたします。

慎重なる審議をいただき、お認めいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、5番齊藤幸一議員と9番穂積力議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

前川事務局長。

○議会事務局長（前川光男君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（齊藤 正議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（山家慶治議員） おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

これで議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月25日までの2日間に決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの2日間に決定しました。  
本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告

---

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 行政報告を申し上げます。報告書をご覧ください。5点について記載を  
させていただきます。

まず、第1点ですが、農作物の生育状況です。9月15日現在ということですが、水稻、馬鈴薯、小豆、てん菜すべて並ということですが、それぞればらつきがありますが良い状況で推移をしてるのではないかと見ております。ただ私ども少々町の中を走ってますと、ビートが少し葉が黒くなってるものが出てきています。私の方でも調べさせましたが、てん菜およそ1,150ヘクタールぐらいの作付であります。この褐斑病ということで去年は非常に厳しかったのですが、今年もやはり出ているようであります。1つは高温ということで、人間もそうですが体力が弱くなると病気に感染しやすくなるということですから、そういった病気にかかったものが出てきたということ、それと連作障害の面もあるということです。1,150ヘクタールのうち、程度が4段階で3段階4段階になると収穫に影響があるようですが、この影響にあるものが70ヘクタールはあるかなという状況になってきているというところであります。今後、十分注意して防除等もしていただけたらと思っておりますが、いずれにいたしましても出来秋として迎えたいと願っているところです。農家の方々どうぞ事故等気を付けて作業していただきたいをお願い申し上げます。

続きまして、2の丘のまちフェスティバルの開催です。期間が7月24日から9月2日、J

R美瑛駅のライトアップが8月31日までです。第24回那智美瑛火祭り、7月24日火曜日、十勝岳望岳台から丸山公園、美瑛神社ということで火祭りを実施しています。例年の実施ですが、今年も多くの方々に参加をいただきました。私も望岳台の方に行って噴火がないようにとお祓いをしてきたところですが、今後とも火祭りが継続されることを心から願っていきたく、また我々も応援をしていきたく考えています。

どかんと農業祭りですが、今回50回の仮装盆踊り大会ということもあり、大変多くの方々に参加をいただき、また会場にも来場いただきました。8月18日土曜日、JR美瑛駅前広場、本通り特設会場と、賑やかに開催をすることができました。今回は、アルパカなども四季彩の丘の方からお借りをしたり、子供たちにも楽しんでもらえる、そういうものにしたいなということで取り組みを進めたところですが、多くの方々にご来場いただき、感謝を申し上げます。

また、びえい出会いふれあい祭りですが、9月2日日曜日、町民センターで3,500人の方、大変暑い日でありましたが、多くの方々にご来場いただき、意義深く開催できました。フェスティバル全体を通して、ボランティアの方々、各関係機関、本当に多くの方々にお世話になり、お力をいただいたこと、ご活躍をいただきましことに改めて感謝を申し上げます。また来年も実施していきたいと思っておりますが、実行委員会、関係者の皆さん方によりしくお願いを申し上げます。

続きまして、3のツールド北海道2012ですが、9月15日、17日、美瑛町を舞台として開催をいただきました。美瑛町では第2ステージの16日日曜日、当麻町からスタートして美瑛町の丸山公園がフィニッシュということで、白金の置杵牛から上がる道路を、自転車で上がって下りてくるものですから、大変なものだと思っておりますが、そういった中を約100名の選手の皆さん方がフィニッシュをし、9月17日、翌日、丸山公園をスタートして札幌の方に向かいました。事故もほとんどないということで、良い大会だと、山本会長さんはこのツールド北海道の理事長さんは、私どものセンチュリーライドも手伝っていただいている方でありまして、今回も美瑛の160キロコースを走っていただきました。自転車で地域づくりにお力をいただいているところですが、ツールド北海道の皆さん方にも大変ご苦労さまでした。美瑛町を舞台にさせていただきましたこととお礼を申し上げます。そして、この大会では市民タイムトライアルが9月15日、参加が334人、市民ロードレースもあわせて行われました。当麻町スタート、東川町スタート、聖台ダムスタートで、多くの方々に走っていただいたところですが、参加いただいた皆さん方、大変ご苦労さまでした。

続きまして、4点目大雨による被害です。9月9日から12日の4日間、降水量が4日間合計で145.5ミリ、1時間最大降水量が26.5ミリということです。9月10日午前1時。町道の被害は、第2号幹線ほか54路線、被害状況は、道路の冠水、土砂流出、その他多くの

色々な被害が出ています。また町河川の被害も、ポン旭川、北瑛川、村山川と被害が出ておりますし、また被害の中で、田畑の一部冠水等、また護岸の倒壊及び洗掘等も発生しています。今後、適正に修復等していきたくと着手してるところです。また、農業施設の被害は、北瑛川の狩野地先でブロックの倒壊、瑠辺薬3線川のブロックの倒壊など、被害額については調査中ですが、この対応等も進めていきたいと思っております。大雨が降るということで、担当職員、また関係建設業界の方々、農家の方々も含めて苦勞してくれています。何とか乗り切っていきたいと、そして町民の方々が安心して暮らしていける、そんな状況を維持できればと、そんなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

もう1点、学校の施設事故です。発生場所が美瑛町立美進小学校ですが、地下灯油のタンクから、給湯管の老朽化のために灯油が漏えいしました。対策は、近隣の住民に漏えいの状況を説明し、関係機関、特に道との対応になりますが、北海道と連携をとりながら対応策について協議をし、校内の配管をすべて改修し、汚染土壌の処理及び地下タンク内部のコーキング処理等を実施させていただきました。専決処分等もさせていただいたということで、議会の皆さん方にも説明を申し上げたとおりです。今後こういった事故の無いよう、学校の方にも適切な管理等をチェック項目をリストアップして、もう一度管理体制を整備しようということで取り組みを進めているところです。以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 正議員） これで、行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

---

○議長（齊藤 正議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、7番花輪政輝議員。

（「はい、7番」の声）

はい、7番花輪議員。

（7番 花輪政輝議員 登壇）

○7番（花輪政輝議員） みなさんおはようございます。

私は本定例会で、いじめ問題に対する対処方針や防止対策などについて伺います。昨年10月、滋賀県大津市立皇子山中学校の生徒が飛び降り自殺した「大津いじめ自殺事件」は、7月からマスメディアにより大津市や教育委員会、学校関係者の隠ぺい体質などの対応が日々報道され、社会問題となり関心を集めました。野田総理や片桐警察庁長官もメッセージを発信し、

文科省も職員派遣などを行い警察捜査が入る異例の事件となりました。いじめに苦しみ、いじめの苦しさから抜け出そうと自らの命を絶ってしまう子どもが後を絶たない状況です。多くの学校関係者はいじめ撲滅に向けて真剣に取り組んでおられると思いますが、およそ26年前の東京都中野区中野富士見中学いじめ自殺事件、いわゆる「葬式ごっこ事件」と、大津いじめ自殺事件も同様のいじめ自殺事件であり、教育現場は組織防衛に腐心したとしか思えず、肝心のいじめに苦しんで失われた命の重みをどのように受け止めたのか問いたい思いです。そこで、2点伺います。

1点目としまして、道教委が6月にいじめ調査を実施していますが、本町はいじめの実態をどのように把握されているのでしょうか。また、平野文部科学大臣は7月20日の閣議後の記者会見で全国の公立小中学校でのいじめ調査方針を発表して、8月中にも結果を求めるとしています。そこで本町における調査結果について、伺いたいと存じます。

2点目としまして、道教委では「いじめ対策班」を設置する方針を示しておりますが、本町はいじめ対処方針や防止対策などについて伺います。

以上よろしく申し上げます。

**○議長（齊藤 正議員）** 7番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、教育長」の声）

はい、奥山教育長。

（教育長 奥山 清君 登壇）

**○教育長（奥山 清君）** おはようございます。7番花輪議員さんに質問をいただきました。

いじめ問題に対する対処方針や防止対策などについてお答えをしたいと思います。大津市のいじめ問題以降、連日のように、いじめによる自殺の報道がなされておりますが、私としても命を尊ぶとともに学校現場からいじめをなくしたいと常日頃考えております。

1点目のご質問の本町はいじめの実態把握についてであります。概数としては北海道教育委員会で実施する、いじめの把握のための児童・生徒に対するアンケートによって把握しているところでありますが、具体的には各学校からの情報等により実態把握をしております。また、文部科学省の調査方針に基づきまして本町におきましても8月にいじめの緊急調査を実施しましたが、その調査結果として主に低学年の中で、いじめられていると回答をした児童が数名おりましたが、学校側がすべての内容を確認して現在はいじめに関して全件解消されている状況にあります。

2点目の本町におけるいじめの対処方針についてであります。校長会議、教頭会議では常に学校を挙げた指導体制の確立に努めることが重要であることの説明を行っているところであります。また、児童・生徒がいじめに関して発する小さなサインを教職員が見逃すことのない

ように努めると共に、いじめアンケートを継続して実施し、更にいじめに関しては、家庭が極めて大きな役割を担う事から保護者懇談会等を通して保護者との連携を図るとともに、児童・生徒一人ひとりへ教育相談を通じて、悩みの相談を行うなどの取り組みを行っております。いじめについては、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識をして地域、家庭、学校と連携を一層深めいじめの未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 詳しくご説明をいただきましたが、なお、いじめの実態把握や対処方針、防止対策などにつきまして、再度伺いたいと存じます。

文部科学省が調査で用いるいじめの定義は、子どもが一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断はいじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させるとしております。また、文科省は、教育委員会が、いじめの個別事件への学校に対する支援につきまして、学校や保護者などからいじめの報告があった時は、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や、保護者等への対応を適切に行うこと、特に困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当指導主事などを派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導、助言にあたることとしておりますし、学校におけるいじめ問題の取り組み状況も、教育委員会による点検などについても、必要であると示されております。一方、民間の教育評論家である森口朗氏は、いじめの具体的な分類を4分類として示しております。

1つ目は、子どもたちが共同生活を送る上で、当然発生するであろう軋轢によるいじめ。2番目は、従来型コミュニケーション系はいじめで、仲間はずれにするなど、犯罪の構成要件は満たさないいじめ。3番目に、犯罪型コミュニケーション系はいじめで、パソコン、携帯電話などによります、インターネット上での誹謗中傷のような、犯罪とみなし得るいじめ。4番目に、暴力、恐喝型いじめ、暴行罪、傷害罪、侮辱罪、脅迫罪などの犯罪行為のいじめなど、この4分類としております。そこで、再度3点伺いたいと存じます。

まず1点目として、いじめの実態把握についてですが、道教委のアンケート調査と、8月の文科省の緊急調査による、本町の小・中学校における、具体的ないじめの件数、小学校では何校でいじめがあったのか、中学校では何校でいじめがあったのか、いじめの内容による分類はどうなっているのか。また、道教委6月調査と8月の文科省の緊急調査では、本町はいじめの状況の変化などの具体的な詳細を伺いたいと存じます。

2点目としまして、いじめの対処方針についてでございますが、先ほどの教育長のご答弁で

は、いじめられていると回答した児童が数名いたが、現在は全件解消されているとの状況でございますので、本町においていじめが解消されたことは、まことに大変幸いなことと存じます。そこで、伺うわけですが、今回の調査によって判明したいじめ解消の為に教育委員会や学校では、いじめに関係する児童・生徒や、その他の子供たちなど、また保護者などに対して、どのような対応や具体的な指導が行われたのでございましょうか。教育委員会や学校が行った実際はいじめ解消の為に具体的な対処の内容や、いじめが今回解消されたとする根拠などにつきまして具体的に伺いたいと存じます。

3点目でございますが、いじめの防止対策についてでございますが、教育委員会では各学校の生徒指導の充実のため、教育相談体制の確立に現在取り組まれて、心の教室相談員を配置して、各学校の指導を支援されていると存じますが、この度はいじめ解消のため心の教室相談員は各学校に対してどのような具体的な支援をされたのでしょうか。また、教育委員会は学校におけるいじめ問題の取り組み状況の支援を、この7月以降校長会や教頭会で具体的に行ったと言われておりますが、その点検、どのようにして教育委員会の指導が学校現場で行われたか点検をされたのでしょうか、具体的に伺いたいと存じます。以上よろしくお願いたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) それでは、1番最初の本町における具体的な件数というお話でしたが、美瑛の実態について、まず最初に、こないだ行いました緊急の調査の結果ですが、それについてお話をしたいと思います。全体で13件という形で出てきてます。これにつきましては、先ほどもお話ししましたが、小学生の中で、例えば実態を調べていった中で、くすぐられたとか、あるいは物事を命令されたとか、そういった部分で、特に小学校の1・2年生で7件そういった関係のものが調査の結果出てまいっております。それから、その他としましては、例えば悪口を言われたとかいう内容で、実際にそれぞれの部分につきましては、学校と学年がはっきりしておりますので、現実的にそれぞれの学校に指導していただくという形でやらせていただきました。幸いなことに先ほど議員さんもお話ありましたけれども、いじめの分類の中でいうと、現実的には1番目2番目という該当に当たりますので、さほど大きなことに至らないうちに終わったのではないかなと捉えております。実は、道教委の方は、もっと少なかったもので、こちらの方は数が多いということで、最初の質問についてはこちらの方でお話をさせていただきたいと思っております。

それから、対処方針についてですが、実際には、私どもいじめの解消については、色んな形で対処していくということで、先ほどもお話ししましたが、基本的に道教委も実際にはいじめの

緊急対策委員会とか、あるいはサポート体制をするという話をやってるんですけど、現実には学校現場で子供たちに対して対応していくときには、やはり日ごろの人間関係といいますか、信頼関係がやっぱり大事なわけで、例えばこういう具体的な調査事項が出てまいりましても、下級生の特に小さい子供たちは、実際に担任の先生とか、それから日ごろ接している先生方でなければ具体的な話をさせていただくということはありません。ですから、そういう部分をやはり大事にして、実際に相談を受けるような形、あるいは、これが実態としてどうだったのかという形でお話を聞いて、そしてその後どうだったかという、先ほど言いましたように、内容がそういうあまり大きなことでないので調査した事件と、それから後で、その最初に答えた部分の間に時間差がありまして、現実的にはそういう部分はもう子供にとって見れば終わってしまってるという部分が圧倒的に多かったというのが実態です。ただ、そうでなくて、教員が、やはり本人の意向を確かめて、現実的に対処していくという部分もございました。

それから先ほど、心の相談員をこのことに関してどういうふうにしてという話がありましたが、今回のことに関しましては、具体的にここの相談員には実際に動いていただくようなことでは行っておりません。現実的には先ほども話しましたが、学校の教職員が対応でやっていたという実態です。

それから、防止対策にかかわりまして、3点目の7月以降のお話ですが、先ほど、各学校に対してということで、教育委員会でも私お話をしたのですが、実は大津の事件以降、やはり大津の事件はいじめというより私は暴力行為なので、犯罪行為だなという捉えはしてるんですが、実際に子どもの方が、各学校の方にどんな話でやったのかということと、それからそれに対しての結果はどうだったのかということをお話したいと思います。まず最初に具体的なことで言いますと、9月の校長会では、いじめがあって自殺した子供さんがいると、その校長先生の手記と言ったら大げさですが、書かれたものが私どもの手元にありましたので、それを具体的にお話をさせていただいて、実際に校長先生の後悔というのがありましたので、やはりそういうことにならないようにということで、校長先生方にはお願いをしました。それから、例えば7月につきましては、2人以上の人がいれば人間関係やはりどうしても軋みが出てくると、そういう部分で、やっぱり学校現場というのは、仲良くしなさいというのが圧倒的に多いのですが、現実的には仲良くできないという関係もあるのではないかと、それについても、やはり先生方はそれを視野に入れてそういう人達との間でどういう接し方をしていくかという部分も是非指導の中でやっていただきたいという話をさせていただいています。

それからもう一つ、今回の大津にかかわって非常に大きなことなのですが、子供たちは、いじめをやっている最中に、後から先生方が取調べというか、調べた時に、必ずと言っていいほどあれはいたずらだったとか、自分たちの遊びの延長線だったという話をされます。これを予

防するために、私は校長会では、実は各先生方にぜひお願いをしてほしいと、子供たちがじゃれたり、あるいは叩いたり蹴ったりという場面が無いわけではありません。これは日常の活動の中で無いわけではない。ただし、そのときに、それ以上やるともういじめにつながるぞという警告を、常日ごろ先生方が発してくださいというお話をさせていただきました。これをやることによって、やはりのちのち、何か大きなことになったときには、あの時の指導を根拠に、さらにもう一歩二歩進めていくことができるというような部分がありますので、現実的にそういうお話もさせていただきました。ですから、それ以外にも色々指導はさせてもらってるのですが、実際に校長会・教頭会を利用して、特に校長先生、教頭先生だけではなくて、各学校の先生方に具体的な部分で対応をお願いするという形で、それぞれやらせていただいております。今回につきましては具体的にはまだ十分確かめておりませんが、そういう形でやらせていただいております。以上です。

(「はい、7番」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい花輪議員。

○7番(花輪政輝議員) 詳しくご回答いただいたのですが、13件いじめは本町にも起きていたということ、6月からは子供達のアンケート調査では増えてしまってるということで、実際、教育長のご答弁でお話がありましたように、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るのだということで、文部科学省におきましても、いじめを許さない学級経営などが期待されているということで、公開されている指導のあり方の中に、いじめが解決したと言われる場合でも、教職員の気付かなところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識して、その時の指導により解決したと即断することなく、当該の関係した児童・生徒が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うべきであるとされておりました。先ほど、教育長のご答弁でも、まだしっかりと実体を把握してないようなお答えもあったように思いますので、アンケートを継続して実施するということですが、実施する割合ですが、1年に1回なのか3年に1回なのか、その辺も具体的な継続調査についての日程など伺いたいと思います。

また、有名なお話ですが、プロボクシングのチャンピオンにまでなられた北海道の選手内藤大助氏が、子どものときに大変な辛い辛いいじめに遭って苦しんだということは、多くの国民、プロボクシングファンなら知っている事実でございます。この度のいじめ問題に対しても、テレビに出て赤裸々に自分の体験を語っておりました。本当に子どもって素晴らしい未来の可能性があるのでなと、このテレビを見ながら感じたものです。いじめられて、中学校の時にいじめが解消しなかったならば、チャンピオンまでには至らなかったであろうと思われる。ところが幸いなことに、中学校の時に最終的にいじめが解消した。どうして解消したのか、できたの

かということですが、ある時、クラスメイトが内藤大助君がすごくいじめられている実態を担当の先生にしっかり報告をした。報告を受けた担任の先生がこれまたしっかりといじめの実態を把握した。そして、ある時学級活動、ホームルーム活動とかそういう場面で、皆のいる所でいじめている子どもに対して厳しく叱った。そのことによって、クラス中の者が内藤大助君があの子からいじめられているんだということを知った。そして、ずっといじめ続けていた子どもも、なかなか成績は優秀だったのですが、その子どもも先生にも皆にもいじめをしていることを知られた。そして内藤大助君も、クラスメイトが自分をかばって報告をしっかりとしてくれた。自分では言えない優しい子どもだったために言えなかった。だけど、そうやって自分のことをやはり先生も皆も心配してくれている。そのことを知った、大変嬉しかった、とても嬉しかった。それでクラスのいじめっ子もやがていじめをやめるようになったし、その他のクラスのいじめっ子もやめるようになった。内藤大助氏の感想では、高校受験の内申書に影響するということも分かったのだろうということも言われておりました。

そこで、文科省も、まずいじめの基本的な認識として、弱い者いじめをすることは人間として絶対に許されないのだという強い認識を、学校現場も教育委員会も持つ必要があると言っています。どのような社会であってもいじめは許されないのだと、いじめる側が悪いという明解な礎を、毅然とした態度で行き渡らせる必要があるのだと。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは絶対認められない。また、いじめをはやし立てたり、先生も一緒になって葬式ごっこをしたり、同感したりする行為もいじめる行為と同様に許されないのだと、こうしたことと同じようなことを文科省もさすがだなと思いますが、しっかり指導している。それで、教育委員会がこうしたことの指導が、学校現場でしっかりと生徒に指導されているかどうかを点検するという調査も今後されるべきだと存じますが、その点いかがでしょうか。

またもう1点、スクールカウンセラーの配置についてなのですが、文科省は今月の5日に、いじめや災害から子どもを守るための総合対策を発表しております。いじめの対策として、相談体制の充実の為にスクールカウンセラーを公立中学校全校に配置するという方針が示されたわけございまして、道教委も、今月10日には北海道教育推進計画の改定案を発表しております。このいじめ対策としてのスクールカウンセラーを、いじめの未然防止や早期発見に活用する体制の整備というものが盛り込まれたことが報道されておまして、今後本町におきましても学校にこのスクールカウンセラーが配置されるべきではないでしょうか。このスクールカウンセラーの学校配置につきまして、教育長の考えを伺いたいと存じます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) それでは再々質問にお答えをしたいと思います。1番最初に、いじめ

が解消した後、現実的にインフォーマルなところで子供たちのいじめが続いているのではないかという部分でお話がありました。それに伴って、どの程度このあとアンケートを実施していくのかということですが、私ども校長会や教頭会でも、実はいじめの発見というのは、相談と同時に巡回という部分が非常に大事な部分で、特に今回は校長先生・教頭先生に学校の巡回を、特に時間内と、時間内というのは、授業時間と休み時間と放課後それぞれやってくださいということで、そうすることによって子供たちの日常の人間関係がよくわかりますし、場合によっては子どもたちが相談をしてくれというようなことも考えられますよという話もさせていただきました。アンケートの集計につきましては、道教委も現実には1年に2回実施をしていくという話でこれから出てくると思いますので、私どもそれに応じて、必要に応じてそれ以外にもやる場合も考えられますが、とりあえずこれを基本にしていきたいと考えています。それから、実際にいじめに対して、先ほど内藤選手の話と、それから実際にいじめがあつてどうかと、私も色々な話を聞く中で、いじめられた人はやはり、いじめられたことをたぶん終生忘れないと思います。その終生忘れられないことを、他人にやっていいかという観点を中心に、講演やなんかでお話していただきたいと、それぐらいいいじめというのは大きいものであって、いじめた方はもうすうっと忘れるかもしれませんが、いじめられた方は本当に一生涯にわたってあいつの顔を見たくないみたいな感じでずっと残っていますので、そういう部分でお話もさせていただいております。

それから、点検ですが、いつでもやるというわけにはいきませんので、やはり機会を得て実際に点検をしていくという部分についてはこれから先またやっていきたいと思っております。それからスクールカウンセラーですが、実はスクールカウンセラーというのは、私も高校現場で経験があるのですが、学校に来ていただいても当時生徒から1日1件も相談がないという実態がございました。それはなぜかという、普段から子供たちと交流がないからです。しかも、自分が持っている内容をこの人に本当に話していいのだろうかという気持ちが最初にあるということがありまして、現実には月に3回ぐらい来ていただいたのですが、なかなかうまく活用されなかったという部分も実態としてはございます。ただ、現在そういうふうなことではなくて、いじめについて緊急事態ということで、こういうスクールカウンセラーの配置について、今後、道教委の方で色々方針等も出されると思いますので、そういう部分については私どもそういう形で協力して、特に学校現場にかかわって有効な部分は色々な形で手だてを講じていきたいなと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 7番議員の質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時32分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番森平真也議員。

（「はい」の声）

はい森平議員。

（2番 森平真也議員 登壇）

○2番（森平真也議員） 2番森平です。おはようございます。毎回トップバッターを目指しているのですが、最近2番が定位置になってきまして、そうは言いましてもたくさんの傍聴の方がいますので気分も高揚してきましたので、頑張って質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

私からは2点質問でございます。まず1点目が、本町1丁目店舗跡地の活用についてであります。質問の相手は町長です。本町1丁目の店舗跡地については、長年未利用のまま放置され、景観上や防犯上からも心配をされていましたが、本年度当初予算において土地及び建物の取得と、今後の活用のための基本設計業務委託が予算化され、すでに土地建物の取得を終えたところと、建物の外装や内装は修繕が必要なものの、建物自体の活用は十分にでき、市街地中心部でもあることから、住民からも様々な面での活用が期待されています。予算審査の中では、商店街や町民のコミュニティーの中心施設となることを想定しているとのことでしたが、具体的にどのような施設となるかは示されていません。本年度事業で、今後の活用のための基本設計を行うことになっており、これから早急に具体的な活用を検討されていくことと思ひますので、この店舗跡地活用の考え方や方針について伺ひます。

1点目、新たに整備しようとする施設について、どのような施設をイメージされているのか。

2点目、活用の検討にあたって、どのような体制で検討を行っていくのか。

3点目、検討から施設整備までのスケジュールについて。

次に質問事項の2、役場組織の機構改革について町長に伺ひます。平成24年の町政執行方針において、「基礎自治体としての機能がさらに発揮できる組織や機構の見直しの検討」を進めるとありました。自治体だけではなく、企業においても組織論は、経営の最も重要な要素であり、組織の力を最大限に引き出す組織再編を行うことで、効率化を図り、意思決定のスピードを上げるなどして、住民の付託にこたえる行政運営を行っていくことができるのではないかと思ひます。現在の機構は、約10年前に見直しが行われたものですが、置かれている環境や求められる役割が時代とともに変化し、様々な改善すべき問題を抱えてきているのではないかと思ひます。組織の再編にはトップの組織運営に対する思いが込められるものです。住民に対しては、どんな政策をどう実現し住民の付託にこたえていくのか。また、役場職員に対しては、

どのようにモチベーションを高め、どのような働きを期待し、どう政策を実現していくのか。これらの組織改革への思いを町民に示すべきではないでしょうか。そこで、町長に伺います。

1点目、現状の組織は、どのような課題を抱えているのでしょうか。

2点目、機構の見直しについて、これまでの検討体制や検討の経過について。

3点目機構改革の具体的な内容はどのようにお考えなのでしょうか。また、改革の意図や期待する役割など新たな組織についての町長の考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 最初にトップバッターで花輪さんから教育長にいきましたので、私は2番目の森平さんからの答弁となります。今回の定例会の中で、私自身まちづくりに対する色々な思いを込めた部分も多くありますので、その面も含めながら、今回の一般質問答弁をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、2番森平議員よりの一般質問に答弁をさせていただきます。

まず1点、本町1丁目店舗跡地の活用についてです。本町1丁目の店舗（旧スーパー）跡地については、すでに今年度当初に用地等を取得し、今後の利用を検討しているところです。当初、取得を計画した段階では、建物を解体し駐車場及び多目的空間としての活用を検討しておりましたが、建物を確認したところ、大規模な修繕が必要なものの躯体がしっかりしていることから、建物の基本構造を活かした市街地中心部のコミュニティー施設としての活用も視野に入れて考えているところです。

1点目の施設のイメージについてですが、立地条件からも商店街と連動しながら、美瑛に来ていただいた方々には滞在の楽しみの場として、また町民の皆さまが集える場といたく、併せて町民と観光客が交流できる魅力的な場としたいと考えています。

2点目の活用の検討体制についてですが、現在、まちづくりについての連携協定を結んでおります北海道大学観光学高等研究センターに基本となる計画案の作成をお願いしているところであり、同時に進めております景観計画や丸山通り整備計画と連動させた中心市街地の中核施設として検討しているところです。また、これと併せて設立予定の一般財団法人丘のまちびえい活性化協会において、この基本計画案を参考に議会や関係機関、町民の皆さまの意見をお聞きしながら具体的な活用方策の検討を行ってまいりたいと考えています。

3点目の検討から施設整備までのスケジュールにつきましては、本年度基本になる計画案を作成し、来年度には詳細な実施設計を行い、そして平成26年度に施設整備を考えているとこ

ろです。いずれにしましても、地域の皆さまをはじめ外部からの意見をお聞きしながら町の魅力を高める中心市街地の核施設となるよう取り組んでまいります。

続きまして、質問事項の2、役場組織の機構改革であります。現在の機構は、住民サービスの円滑な対応と行政事務の効率化を目的に、今から10年前の平成14年3月1日からスタートしたものです。この間、少子高齢化が一層進み、また、国指導の町村合併が続く地方の自主自立改革など社会の仕組みが大きく変化しており、これらに対応出来る役場組織の見直しが必要と判断し、平成25年4月より新しい体制でスタートすべく、現在、その作業を進めているところです。

1点目の現状の組織の課題についてのご質問ですが、課題というよりも、現組織体制が10年を経過することから、今日の社会の仕組みと地方の自主自立改革や少子高齢化社会を踏まえたきめ細かな福祉施策など組織力の向上と町づくりの一層の推進を図る必要から判断したものです。

2点目の機構の見直しについての検討体制及び経過についてのご質問ですが、第5次の行政改革大綱の見直し作業に向けて、平成22年度で全課による現状分析を含めた事務分掌と課題について整理し、平成23年度で、機構改革に向けて課毎の具体的分析と将来の事務事業を見据えた意見集約を行い、その内容を踏まえた素案を策定し、庁議及び課長会議等を通じて課内調整を行いながら作業を進めています。

3点目の機構改革の具体的な内容及び改革の意図や期待する役割など新たな組織についてのお尋ねですが、現在の組織力を最大限に引き出すため、組織の再編を行うことで、町づくりの意志統一と組織体制の強化を目指しており、具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成19年法律第97号）を受けて、生涯学習部門を町長部局へ移管し、文化スポーツ・国際交流・観光・産業等と連携した町づくりを推進するとともに、情報力の強化と発信力を高めるために、東京事務所の設置を考えております。また、大雨等インフラ災害に対応する組織体制の強化を図り、災害に強い安全で安心な町づくりを推進するとともに、若い職員の柔軟な発想力を期待し、責任と自覚をもった職員の育成を推進するため、役職年齢を引き下げること視野に入れるなど、効率的な行政運営を図ると共に、町づくりの基盤を強化したいと考えています。その他、スタッフ制を引き続き継続するとともに、事務分掌の点検と整理を行うなど一層の住民サービスの向上と、これからの様ざまな行政需要に対応できる見直しを考えています。以上です。よろしくお願いいたします。

（「はい、議長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、2番森平議員。

○2番（森平真也議員） はい、2番森平です。まず、質問事項1、店舗跡地の活用について再

質問させていただきたいと思います。まず、今の答弁につきましてですが、市街地中心部のコミュニティー施設としての活用も視野に入れるということがありました。このコミュニティー施設っていう名前はよく聞くのですが、いまいち何なのかなと思って、私ちょっとインターネットで調べてみたのですが、検索してみると、全国にいろんな市町村のコミュニティー施設コミュニティーセンターみたいなものがありますが、どういうものかという、会議室とかホールとか、調理室みたいなものも持った、いわゆる公民館みたいなものが出てきます。本町で言う町民センターみたいなものになるかと思うのですが、いわゆる、そういったよく箱物行政と批判されるような、コミュニティーというのは名ばかりで維持管理費がかかっていると、そういう施設が多くあるように、これ一般のようですが、そういうふうに感じます。コミュニティーとか交流と言えば色々聞こえはいいのですが、これから大きな投資をするにあたって、たとえコミュニティーや交流という抽象的な言葉ではなくて、例えば、商店街活性化のための施設であるとか、例えば観光の情報発信のためであるとか、若者がこれから活躍する場をつくるとか、町として具体的に求める効果を設定しなければならないのではないのでしょうか。町づくりの中で、この施設がどういう役割を持つのか、そしてどう機能してほしいのかという方針を示すのは北大の研究センターでも、活性化協会でもなくて、やはり住民に選ばれた町長の役割であるのではないかと思います。北大の研究センター、活性化協会は町長から示された方針に基づいて、住民に、より具体的に効果的なプランを作っていくというのが役割であり仕事であると思います。そこで伺いたいと思います。

これから北大の研究センター、活性化協会、そして住民が検討を進めていく中で、町長が政策的な方針を示すことが大変重要なことだと思います。逆に言うと、きちんと方針を示さなければ、要は全国にありがちなお荷物のコミュニティー施設になりかねないと私は危惧しています。コミュニティーという抽象的な言葉ではなくて、町長が目指すまちづくりの中で、この施設がどのような機能を持って、どのような効果を期待しているか、ぜひとも方針を示していただきたいというのが1点目です。

2点目ですが、この事業の事業費について。これぐらいであろうと想定されている規模などがわかればお示しいただきたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 森平議員さんの再質に答弁を申し上げたいと思います。

コミュニティー施設という言い方をせざるを得なかった部分を少し説明をさせていただきたいと思いますが、前段で、例えば町民センターですとか、そういったものが箱物行政というくくりをされるのは私はいかがかなと思います。やはり施設等が整備され、それに命を与え、ノ

ノウハウをつくり、そういったものをつぎ込みながら、施設と、ノウハウ、色んな人々の連携、こういったものが力になって初めてまちづくりは進みます。そういう面では、ぜひともその箱物だから良い悪いという簡単なくくりの仕方をしないでいただきたいと、そういう乱暴なくくりをすると、まちづくりが非常にいびつなものになってしまうと、私はそんなふうには思いながら進めています。ただ、やはり財政の関係があるわけですから、お金をかけて施設をつくって、それで目立てばいいと、そんな考え方を私はしてませんのでそこは森平議員も理解をしていただいているなと思いますが、一つよろしくお願いを申し上げます。それで町長としての方針ということではありますが、今回のこの施設については、私からはこういうお話をさせていただいてます。今、それぞれ小さな町、大都会と、それから都会と小さな町の色んな面でのずれ、格差が出てきています。そして国の方も合併ということで、小さな町の消滅、小さな村や町がある意味で言えば無くなってもいいんだと、300に地方自治体をまとめるといったような乱暴な議論の中で、町村合併が10年間進められました。北海道は町村合併という部分に対して、それぞれの地域が町村の役場が無くなってしまうとどうするのだという発想もあり、またそれぞれの町づくりをさらに進めたいという思いもあり、合併がなかなか進まなかった地域ですが、その合併が終わって、今自主自立という論議がされていますが、それぞれの町が、どうやって合併以降生き残っていくんだという議論がされているところです。我々といたしましては、都市と地方が今後どういった形で運営されていくのか、自然消滅のように地域が消滅していくようなことになるのか、そういった部分について、我々は小さな町の方ですから、そういったところに注視をしてると言いますか、今後対応していかなければならないと考えてます。それから丘のまちを水上町長から譲り受けて、美しい村という全国的な組織にし、また世界にも情報を発信したいという思いもあり、まちづくりを進めていくことによって多くの方々が美瑛町を見つめていただき、美瑛にお出でをいただき、一方では、美瑛の農作物ですとか美瑛の観光、そして美瑛の商工業が情報発信をできる、多くの方々に使っていただける、食べていただける、そういうことを目標としているところです。今回、この施設については先ほど言いましたけど、コミュニティ施設という中途半端な言い方をして、議員からもご指摘いただいたところですが、私からは美瑛町のまちづくりが、住民の方々、今まで農商工連携という非常に、美瑛町は全国的にも進んだ地域として認識をいただいています。北海道からも、国からもなぜ美瑛町がこれだけ農商工連携ができたのだという話もいただいています。非常に効率的、効果的な、そして色んな地域に情報発信する上でも、取り組みをする上でも有効な取り組みだと思ってます。まずその部分を、今までは任意的な農商工連携であった部分を、もう1段先に進めていきたいと、そして組織として運営できる、こういった農商工連携ができるような、そういうまちづくりを進めたいと考えています。そんな面から活性化協会というものを3年がかりで準備をし、

今回10月から設立をさせていただきたいとお願いをするところですが、これは美瑛町の住民の方々、商工業の方々、それから関係各機関の方々、そしてやはり外から美瑛町に目を向けてくれているの方々、こういった方が本当に一つになって美瑛町のまちづくりにお力をいただける、そういうことを実は目論んでいます。私からはそういう方向性をこの施設で担ってくれと、そして美瑛に来ていただいた観光客の方も、昼間は色々と見て歩くのはいいのだけでも、夜、美瑛町に来て何もすることがないんだよという意見をよく聞きます。ペンションに泊まる方々が町の中に来て、そしてお酒を飲んだり、それから美瑛の町民の方と交流できるような、そういうまちづくりもやはり必要なんだと思ってます。そういう方向性をこの施設の運用の中で探っていきたいと考えて、私からそういう指示を出しています。町長が色んな立場で指示を出しますが、今回の私の町長としては、その方向性を出して、具体的な部分については私はコーディネーター役に徹したいと思ってます。町長というのは仕事のやり方が色々あります。機構改革のように町長がこうやって先頭切って、こういう形でやるよという町長の仕事もあります。それから一方では、コーディネーターとして皆さん方に、住民の方々や、それから関係する方々に、活躍できる場を町長が設定する、その連携を町長がつくり上げる、そういう仕事も実は大変重要な仕事となっています。この部分につきましては、町民の方々そして町外からの方々、色んな方々が意見を出し合いながら、美瑛町に寄ったら、街の中に寄ったら楽しいよというまちづくり、一方では、住民の方々がそこで活躍できるような場も設定し、交流の場にしたいと思っています。そこをどんな形で具体的に今後提案が出てくる段階で私もいろんな論議をさせていただいておりますが、今私からこれとこれとこれという具体的な対応については、私は今考えていないという状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、方向としては今言わせていただきましたように、町の活性化の要になる、そういうものにしたいと思っています。

それから金額的な部分ですが、この部分についても実は町の事業というのは非常に事業をやる部分について、色んなレベルのものがああります。1番簡単なのは、町のお金を全部使って、町のお金だけで、例えば100万円かかるものを町のお金100万円掛けてやるということ、これは町長の一存で議員の皆さん方にご理解いただければやれることですが、この10年間、10年以上美瑛町の財政再建をしながら、一方では町民センターなり図書館なり公約であったもの、それから今、丸山通りの整備等も入って、私自身は皆さん方とお約束をさせていただいたものを、財政再建をしながら進めると考えて、歴代の副町長にも色んな面で、また職員にも色んな面で力をいただき、努力をしてくれています。そんな面からしますとこの事業についても、どういった形で、美瑛町の財政にある程度負担にならない形で取り組みができるかどうかということも課題なりますので、関係する道、そして国の各機関、そういったところに私も直

接通って、そして有効な財源確保をしながら、美瑛町の財政運営に対応できる、そういう事業実施を考えています。今のところいくらという考え方、私自身は今のところ持っていませんが、今後詰めていく中で、ある程度のものになっていくと思っています。それも、例えば今回この後一般質問であります、北瑛の学校のように、実はもし4億円の事業をかけても、町の持ち出しは6千万円かそのぐらいだというやり方もあります。これは、やはりそれなりに、我々の町長としての今までの取り組みとか、職員のネットワーク、東京事務所のネットワークも使って、そういった補助金の獲得もするようなことになりますので、そういったこともこの計画をつくる中で、色々検討したいと考えてます。今のところそんな考えであります。よろしくお願ひいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、2番森平です。ご答弁ありがとうございます。ひとつ誤解のないように訂正させていただきますと、私、箱物がだめと言ってるわけでもないですし、建物をつくるのが箱物になるというわけではなくて、住民に必要なものを作れば箱物になってしまうという一般論の話をしています。ぜひとも、町民にとって必要な施設にしてほしいという思いですので、ご理解をいただければと思います。今のご答弁にあったように、農商工連携を進めるところには私も非常に共感するので、これからの取り組みを期待したいと思います。次に大事になってくるのは、私は検討の進め方についてだと思います。前回の定例会の一般質問でも私が伺いましたが、このような施設整備の案件について、先ほどの答弁にも、議会や関係機関、町民の皆様のお聴きしながらとあるのですが、多くの場合は、色んな事情もあるかと思うのですが、ある程度構想が固まって、図面であったり補助金が付いたとかそういった段階になって、方針転換もできないような状況になって、事後報告で追認するという形もあるのではないかと思います。先ほど、町長は調整役に徹するとおっしゃっていましたが、そうであれば議会はもちろんです、町民、特にこれからまちづくりを担う若者、この場所を担ってられる商店街の方々も、形式的な報告会みたいな形ではなく、積極的に検討の過程に加えるべきではないかと思います。まちづくりは先ほど質問しましたとおり、一つには明確な方針が必要だということ、二つ目には検討体制、この二つに尽きるのではないかなと思います。大学などの識者の意見も必要ですし、関係機関の合意も必要だと思います。しかし1番大切なのは、住民の意見だと私は思っています。より良い施設になって、住民に喜ばれる施設にするために、ぜひとも住民意見を取り入れた検討体制というものを進めるべきだと思いますが、そういったものが、どのような方法があって、どのようにこれから行っていくかというところを、お聞かせいただきたいと思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい。検討ということですが、議員この辺はご理解していただきたいと思いますが、例えば図書館でも町民センターでも、今まで施設整備で私は色々な方々にご意見を伺ってきたと思ってます。図書館は教育長が中心になって、教育委員長が中心になって、非常に色々な方々とも意見を交換しました。しかしある程度の段階までは、やはりその関わる方々との色々な協議の内容がありますから、その部分をどんどん議会に出していくということにはなかなかないところがあります。これは、議会と住民の方々の対話との部分とはやっぱり違う部分がありますので、議会は判断するところですから、その部分では、例えば議会の方では委員会があり、この部分の検討はどうなってるのだとか、そうお聞きいただければ、我々としても説明をすることは決してそれを拒否するものではありませんから、ぜひ議会としても我々が執行方針と、それからこういうことやるんだよといった時には、議会の方で委員会とかでお呼びいただいて、我々からこれを説明させてくれというのは、いよいよ近くなって、我々が計画を固めて、そして提案する段階のところ、これ計画を固めないうちにこういうことを、判断していただく議員の皆さん方に、これをやりますと言っても、1カ月後に国の補助の部分はやっぱりだめだったとか、それから住民との話し合いでこういうところはこうズレができたとか、そういうことにはなかなかありませんので、そういう部分では議会の方に説明する時には、それなりの形をつくって説明しなければならないという部分はあることをご理解いただきたいと思います。ただ、やはり委員会等そういった部分での説明を求められた部分については、その時々をの情報を、現在はこういう状況で、こうなっていますということは説明できますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

住民との協議ですが、この部分については、図書館ですと教育にかかわる関係団体とかありますので、そういう方々と色々な論議をしたという経過を私も見てますし、私もそんな協議をしてくれとお願いをしたことがあります。今回の部分については、やはり町づくりの色々な組織が関わってきます。例えば商工会、農協、観光協会、それから林業関係の団体等もあるでしょうし、色々な方々に関わっていただくことになります。それから議員も今質問ありましたように、若い方々の意見、女性の方々の意見、それから住民の方々はここでどんなことをやりたいのか、やりたい希望があるのかというようなこともやはり聞いて行かなければならないと思ってます。そういう面では、今回、色々住民の方々に議論をいただく土台となる基本の部分、北大等も含めて、活性化協会の中で色々まとめています。そして来年、時間をかけて、1年間実施計画をしながら住民の方々に意見をいただくということになってくると思います。そんな中で、どういった施設に向かっているよということの説明をさせていただきたい。そし

てまた、取り入れるものは取り入れていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) はい。それでは、質問事項2の役場組織の機構改革についての再質問させていただきたいと思います。

まず1点目として、生涯学習部門のことについて伺います。ただ今の答弁で、生涯学習部門を町長部局へ移管するとありました。おそらく根拠法令として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条の2、職務権限の特例によるものだと思います。この法律はあくまで特例であって、首長が管轄しなければならないということではないということは、お互いに理解しているところですが、これまで生涯学習は、学校教育とともに、町長管轄ではなく、政治とは分離をして、学校教育と社会教育というのは密接に関わる事項として、教育委員会で管轄を行ってきたということです。今回新たに、生涯学習部門を町長部局へ移管するというのですが、社会教育と学校教育は一体的に取り組むべきものであって、これらが、学校教育との連携があったり、これから教育委員会の役割の低下とか、そういった弊害も出てくるのではないかなと思います。また、これらを町長部局にすることで、逆にメリットというのも出てくるのでしょうかけれども、そういったものがどういったメリットがあるのかというものを、まず1点目に伺いたいと思います。

2点目ですが、東京事務所について伺います。これまで、東京に研修拠点施設を置いて職員を派遣してきたということです。これまで東京研修の具体的な活動の成果について、あまり公式な場でお聞きしたことはないのですが、今回、東京事務所を設置されるということですが、これまでの研修拠点施設での活動をどのように総括されているのでしょうか。また新たに設置する東京事務所について、具体的にどのような業務を持たせ、それからどのような効果を期待するのでしょうか、考えを伺います。これが2点目です。

3点目は災害対策についてです。災害対策については、これまでももちろん取り組んできたことだと思いますが、先ほどの答弁では、大雨とインフラ災害に対応する組織体制の強化を図るとありましたが、これまでとはどう違う組織なるのでしょうか。具体的な組織のイメージと、災害時の対応としてどう機能するのかという部分をお聞かせください。

最後に、職員と連携して機構改革を進めてきたとありましたが、現場の職員の意見が、この新たに進めようとする組織に反映されているのか、また職員に対して、こうした町長の思いが十分に理解が図られているのかというものを聞きたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 第2点目の役場組織の機構改革についての再質に答弁を申し上げます。

先ほど答弁をさせていただいた中で、端的に、もう少し本当は言いたいことがあったのですが、それは、10年前に機構の見直しをさせていただきました。その見直しの大きなテーマは、美瑛町の財政の健全化でした。財政を健全化しながら町づくりを進めるということで、それまで職員があてがわれる仕事がありました。つまり私が職員だとすれば、窓口にいてこの仕事とこの仕事とこの仕事をあんたが担当しなさいという形で役場は運営されていました。そうすると忙しい時は非常に忙しいのです。しかし、それが違う時期になりますと、仕事の内容が決まっているものですから、非常に時間がある、そういったムラができてしまう。それが個々人の間で色々ある。しかし、あの当時210人ほどいた職員も、今教育部局も含めて150人台ですから、60人の職員が、実はこれは首を切ったとかそういうことではなくて、定年をされる方、その時に5人定年されても1人2人しか入れないという形で、財政再建とともに機構改革を進めてきたという考え方です。そのための1つに1番大きなテーマがスタッフ制でした。スタッフ制をとることによって、例えば私のから税務課長に、あなたのところには10人の職員を出しますと、この職員で税務課全体の仕事を担ってくださいと、そういうことになれば、1人の職員がこれとこれとこれをやればそれで済むということではなくて、これとこれをして時間があるときには、他人の仕事も手伝うようになります。そういう形で、そういう意味では職員は非常に残業も多くなって、残業を少なくせよと言っているのですが、もう大変な忙しい部分が出てきて、今色々こう町長助けくれという声をいただいているのですが、そこは対応しなければならぬと思っておりますが、10年前の改革というのは、そういう形で進めてまいりました。

私も、昨年一昨年と美瑛町の財政再建については一応終わりましたと、基金についても積み上げ、そしてまた起債の償還比率についても、ほかの町に全く遜色のない償還比率まで持って行く目途ができて、実際に今年はもう15%台ということで運営して、来年以降もまだその起債の償還比率は減っていくこととなります。これは国の補助金を多く取ったりして事業を進めてきたということと、もう一つはやはり、機構改革の中で役場の経費を落としたということです。例えば人件費60人50人減ったとすれば、1人700万円平均だとすれば、3億5千万円1年間で減ります。10年間あれば35億円のお金が実は浮いてきているわけです。そういう意味では、私は職員に給料下げて、給料をどんどん下げれば下げればと言って、職員に何かこう生活設計を狂わせるよりも、やはり役場全体で経費を効率化するというのが、やはり1番重要であるし、それが1番効果的だと思ってやってきましたし、その成果は実はこの10年前の機構改革から出ていると判断をしています。その分、大変職員も辛い部分もあったと理解してありますが、そんなところから10年経って、合併、つまり財政問題の極限たる合併、強制合併もありますし、合併問題が終わりました。我々の町の財政再建も終わったということから、次の

まちづくりを、実は今進めているところです。機構の見直しの中から、職員が減るばかりであったところ、例えば福祉の方についても必要な人間は言ってくれと、職員を手厚くするよということでやっていますし、子供たちのことと言えば、例えば親御さんが子供を育てる時にその応援もしたいということで、今そういった準備もしていますし、財政再建から次の段階に今まちづくりを進めていると、その中で、この機構改革を位置づけています。ですから、10年前の厳しい財政の状況から一歩出て、次のまちづくり、住民の方々に安心して暮らしていただける、そんなまちづくりを目指してのことだということでご理解をいただきたいと思います。今回の機構の見直しの中で、幾つか中心テーマがあるわけですが、生涯学習の町長部局への移管というのは大きな一つの柱になります。実は、この生涯学習の教育部局からの色んな異動、町長部局との兼ね合いというのは、もう20年、30年ほど1970年代からこの問題が色々とクローズアップされています。生涯学習、社会教育といったものの位置づけが、先日青年の家でも、この問題について色々と私も意見を言わせていただいたのですが、その論調の中で、やはり教育という位置づけをしています。教育というのは、人が人を指導する、人が人を育てる、上から下の関係にあります。実は、もう長いこと生涯学習、社会教育という部分については、役場の職員が逆立ちしても敵わないほど、住民の方々の方は色んな活動をしている部門が多くなっています。役場の人間、教育部局の人間が、社会教育だ、生涯教育だ、教育だと言っていますが、実は教育するという部分から、お互いに連携し合う、そして町づくりを進めていくという段階に、実はもう以前から入っています。それを国は、我々も制度を見直してくれと、そろそろやはりそういう制度の中にも、今の状況を移し反映させていかなければならないということで声を上げていましたが、先ほど申し上げたとおり、19年に国もやっと重い腰を上げて、制度の見直しをしました。これはなぜそういう制度が遅れるかということ、やはりそれぞれ今回は文科省ですが、それぞれの省庁が自分の権益を守ることが、やはり大きな課題です。ですから、教育の中にその部分を押し込めていきたいと、その中に取り込んでいけば予算も得るし、そういった省庁も生き残りができるということですが、それではやはり生涯学習、社会教育というのはできないと私は判断をしています。もう何年も前から、この準備を何とかしておいてくれということで、制度が見直しになった段階で、いよいよやりますよということで進めているところです。そんな面からしますと、今回生涯学習が商工観光まちづくり部局という形で、名前がまちづくり課とはなりません、私の方からまちづくり課という名前にしようと提案したのですが、うちの職員の検討機関で名前はちょっと違うふうになりますが、人づくりというのはまちづくりの最大のテーマです。そして人づくりこそやはりまちを活性化していく、まちが素晴らしいまちになっていく1番の要素だと思っていますので、ここを、例えば教育部局にいれば予算がなかなかつかないとか、町長にお願いしないとかいうことができないとい

うことが色々あるのですが、ここは町長部局が受けることによって予算の部分ですとか、施設の活用の部分は、非常に今までよりも町全体の取り組みがしやすくなります。そういう面では、生涯学習、文化活動ですとか、そういった方々の活動に対して、応援をしやすくなったと理解をしていただきたいと思います。これはやはり、そういう活動をしやすくなると判断をしています。

それから、組織が、例えば私の町はイベントとか、まちづくりの部分では、他の近隣の町村なり、北海道の中でも異常に多い町になってきています。そしてイベントをすれば多くの方々がおいでをいただけるまちになっています。そうしますと、今回、後路課長も2日間この自転車の大会につきっきりで、その以前から準備も大変なのですが、職員がそれぞれ色々な準備をするときに、商工観光課だけでやっていきます。しかし、イベントも今まちづくりのテーマの大きな取り組みでありますから、これを生涯学習と今の観光課のメンバーとが一緒にやることによって非常に機動力も上がっていきます。そういう機動性を考えています。そんな面では、今回の生涯学習を町長部局に入れるというのは、確かに教育委員会とのこれまでの取り組みとの色々なズレが出ないように、我々も大きな注意を払わないとならないと思っていますし、色々な論議をしようと思っていますが、そういうことを考えて取り組みを進めているとご理解をいただきたいと思います。

東京事務所につきましては、今まで東京に場所を置いて職員の研修の場として取り組みを進めてきていました。そういう意味では、私も東京の省庁ですとか、企業の方に行ったり北海道の機関なり行ったときにも、うちの職員が東京に行って研修をしていますので、今後お付き合いをよろしく願いますとか、職員もそういう形でやっていますが、今後、東京事務所という形ではっきりさせることによって、東京事務所の所長ということで名刺も持って、そして責任を持って活動できるようになります。それだけ東京において、職員の活動がなれてきて、各関係省庁との関係もできてきたし、企業との連携、農協さんも含めた農作物の販売等の部分とか、そういった部分の成果が出てきたということで、今回の機構改革の中で事務所という位置づけにして、しっかりと情報の収集なり、取り組みを進めていきたい。今回も、ほかの学校等の事業で数億のお金を補助金としていただけるようなそういう取り組みの中に、東京事務所は十分な活躍をしていますし、そんな面からしますと、有意義な今後の取り組みにしたいということで、このような考えをしています。

それから災害の部門であります。これは現業の部分をまとめていきたいということです。つまり、今回も大雨のような場合で、水道が傷んだり道路が傷んだり、事故等の部分でも指揮命令系統が二つあれば、それだけ色々なズレも出てきます。今回は水道の部分と、都市建設の部分について一体にして、事業部門を一つにして、そして有効な事業実施を行う方向性を持

ってます。災害の面でお話をさせていただいたのは、そういう機構の見直しも入っているということですが。

機構改革の中で、職員等の意見調整ですが、この部分については、組合とも意見等の調整をさせていただき、また職員個々にも意見をあげばいいきたいということです。また、課長会議でも私自身の考え方を色々とお話をさせていただき、一緒に取り組みをしていただきたいと思いますとお話をさせていただいています。今あるものを違った形に見直していくわけですから、その部分についての色々な考え方があると思います。職員の皆さんにも、これは大丈夫かなという部分は確かにあると思いますが、そこはご理解をいただきながら取り組みを進める中で、お互いに協力関係をつくることで、これまでの10年間の機構改革もこれより少し大きな改革、機構の見直しでしたが、今回の部分についても、そういった連携の中で乗り越えていけると判断をしておりますので、引き続き職員の意見をいただきながら、取り組みを進めていきたいと思っておりますが、この部分について私はコーディネーター役というよりも、町長としてこういう機構で町を、役場を運営したいという思いで進めてますので、そこについては職員についても疑問に思う部分は説得しながら進めていきたいと思っております。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、ご答弁ありがとうございました。ぜひとも、現場で働く職員の方が町長の思いをしっかりと理解して働いていける、より良い環境を作っていただきたいと思います。

次に、ちょっと質問の観点を変えたいと思います。最初のご答弁の中で、責任と自覚を持った職員の育成を推進するために、役職年齢を引き下げること視野に入れるなど、効率的な行政運営を図るとありました。私も大学では経営学部だったので、組織論というものを少し勉強したのですが、組織で最も大切なことは、どのような組織の形にするかということではなくて、いかにモチベーションを高めて、新たなものをつくり出していく人材を育てていくかということにある、それが最も大切なことではないかと思っております。町財政において、職員の給与費、一般会計約89億円に対して約10億円と10%以上にもなっていて非常に大きいものです。町長がまちづくりに対して、1人で200%、300%も頑張られるのも結構なのですが、やっぱり150人の職員が、110%でも120%でも少しでもモチベーション高めて頑張っていただく方が、より効果が大きくなるのではないかと思います。そういった観点で、モチベーションを上げるために、若い職員、有能な職員を登用していくことは非常に大切なことだと思います。誤解をせずに聞いていただきたいのですが、これまで浜田町長はトップダウンで組織統制を行ってきたと私は見えています。もちろん様々な方の意見を聞きながら意思決定をしているという

ことはもちろん分かっていますし、組織論としてトップダウンが必ずしも悪いものではないと私は思っています。一般論として、これまでの手法を見る限り、トップダウンとのいうのは、スピーディーな意思決定ができて、一貫性のある経営判断ができるというのが最大のメリットです。デメリットとしては、トップの判断が間違っているときも軌道修正ができず、現場の生の声を反映しにくいということが挙げられます。これは私の意見ではなくて、経営学の教科書に書いてあることです。トップダウンは、組織が立ち上がって軌道に乗るまでは、トップの思いを形にしてスピーディーに処理を行っていくために必要なもので、これまで十分に機能を果たしてこられたとも思います。しかし、組織も成熟してきて、様々な課題が山積する中で、現場の多様な意見を反映して、労働の意欲の向上、それから諸問題の解決につながるボトムアップという手法も取り入れて、職員のモチベーションアップそれから住民意見の反映を図ってはいかがでしょうか。

先ほど町長のお話にあったように、公務員の給与、待遇というのは年々厳しくなっています。その中で、せめてモチベーションが上がるようなやりがいのある仕事、自分の意見が政策に反映されたとか、そういったものがもっとできてくると良いのではないかなと思います。今でも町長は、現場の意見を聞いておられると思っています。しかし、ボトムアップというこの仕組みがどうかということではなくて、組織体系として、現場の意見が計画に反映するための組織体制、仕組みというものができているかどうかということだと思います。現場の意見を聞きますと、精神論ではなくて、仕組みがあるかないかの問題ということですが、もちろん最終的に判断されるのは町長であること、これは変わりありません。この組織再編の一つとして、より現場の意見が反映されるボトムアップの仕組みを構築してみたいはいかがでしょうか。職員の力を最大限に結集して、効率的で、住民のサービスの向上につながる体制について、ぜひともお考えいただきたいと思いますので、このことについて、最後伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 経営論ということになりますと、色んな要素がありますので、その部分について色々と論議したら切りがないと思ってます。ただ、ひとつご理解頂きたいのは、私は民間の方から町長という職に就かせていただきました。住民の方々のご理解を得たということに大変感謝をしているところですが、民間の企業はいつも言うのですが、民間の企業の場合は経営要素というのは10本の指ぐらいで大体終わるかなと。人事とか給与、それから会社を運営するための利益、それから商品がどういうものになるのか、消費者はどんなふうに我々の物事を考えているか、社長同士の付き合いだとか、職員同士の付き合いはどうなってるかとか、そういうふうにするると大体10本ぐらいかなと見ていますが、役場の経営というのは、その何

倍も要素があります。基本的には利益を出す部門ということではなくて、美瑛町のまちが、住民の方々が安心して住んで、持続的にまちづくりができるかどうかということですから、その経営の根本要素が全く異なっています。その部分をまず理解をしていただきたいなと思います。

それで、トップダウンということですが、私は、私どもの町は総務課長が非常に苦勞してるのですが、この管内でもトップクラスの研修をしています。役場の職員が、例えば入って1年、2年、5年、そして今回も海外に研修に行かせたり、本州の方にも研修に行ったりということで、私は補正予算をしてでもいいから、自分で研修課題を作って研修してくれということも言いながら取り組みを進めています。それは何かと言うと、今議員が言われるようにボトムアップという、やはり職員の、例えば会社もそうですが、経営者が社員の言うことを聞くという要素がありますが、これは社員がそれだけのレベルに達してないと、経営者がその言うことを聞いてしまえば、会社は潰れてしまいます。つまり、行政の部分においても、職員がある一定の立場で物を考えて、そして色々な条件を考えて発言をして提案をしてくる、それを我々が受けるようにならないと、なかなかそのボトムアップというのはできないことになります。私自身が町長に就任したとき、実はこの経営の部分で非常に悩みました。町長が職員にこういうことをやってくれと言っても職員は半分しか聞かないです。何で聞かないのか、会社ですと、この仕事をこういうふうにやれよと、こんなふうにやらないと大変なことになるよということですが、職員はそこをやっていきますが、役場の場合はやらないですね。なんで、どうして、これ半分しかしてないじゃないかという、実は役場の職員は、地方自治法、それぞれの法律、それから国の施策、国からの指示、こういったものを背中に受けてずっと仕事をしてきています。つまり縦割りです。そうすると、例えば役場の職員は戸籍なら戸籍、その決められた部分を我々がやれば正しくやって住民の方々にクレームをなるべくつかないようにしてやれば、職員として仕事はこれで全うするんだと、実はそういう感覚が多くありました。それは、そうだったんだと思います。そういう地方自治体の運営の状況だったと思いますが、私は、その時にちょうど合併があって、職員の方々にちょっと嫌みのようなことを言いました。皆さん方、国の言うことや法律に基づいて仕事をして、それが職員としてのある意味では責任だし、プライドだとしたら、よく考えてくれと。この町村合併は、皆さんをいらないと言ってるんだと、小さな町や村はいらないと言ってるんだと。つまり、皆さん方が向いてる方向は、いつ皆さん方が一生懸命仕事をして、いらないと言われる組織なんだと。つまり我々は、まちづくりを住民の方々、役場の職員、また色々な方と一緒にやることによって、町が国がなんぼいらないと言っても、美瑛は必要な町だよと、そう言われるような町にしようということは、私自身にとっての職員の、役場経営の中の、職員の人材育成のやっぱり要、最初の原点でした。

そういう面から、財政再建をしながらも職員の部分については、よく研修をしてくれ、研修する機会を作ってくれと言って取り組んでいます。私自身も、今は正直言って、この数年来、私は大分楽になりました。それは、職員から提案が、こうしたいということが出てくるようになってきています。それも、なるほどと、私自身がわからないようなことを、彼らは法律も見ながら、こうなったら町長責められないで、法律にも責められないでやれますよという提案をしてくれるようになった。そういう面ではボトムアップの経営についての要素も、そういう下地盤もできた判断をしていますので、そういった状況がこの流れ中で経営をしてきたのだということ、ぜひご理解をいただいて、トップダウンもあります。そしてボトムアップもあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

私自身の経営ということ、役場の経営ということでは、もう一つ、これだけは職員の方々に言ってるのですが、私は役場の経営をするためだけに来たわけではないと、町長をさせていただいてるわけではないと。役場の経営というのは、ある意味で言えば、役場職員は私の仲間だと。本当にやらなければならないのは、町の経営だと、美瑛町という町の経営を町長がどういうふうにやれるか、そのために職員は私の仲間であってほしいと思っていますし、そんな面からしますと、職員に挨拶ですとか、そういうことについて非常にうるさく言ってきました。電話も何々課の何々だと言いなさいと、何々課だという横柄な答弁はいけないと言っていますし、朝の挨拶もしない、挨拶もできないでと言いますが、これは私に忠誠を誓えということではなくて、住民の方々に挨拶もできない人間に経営の段に入ることができないわけですから、そういうことを理解して欲しく、今まで取り組んできた思いもあります。そんな面では、職員からは色々何だという部分も多々あったかと思っています。私も色んな間違いをしてきましたが、これからもできるだけ協議をしながら、役場の経営、そして町の経営という部分に職員と一緒に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（齊藤 正義員） 2番議員の質問を終わります。

次に、11番角和浩幸議員。

（「はい」の声）

はい、角和議員。

○11番（角和浩幸議員） 11番角和です。早速質問に入らせていただきます。私からは1点です。農業共済加入率向上特別支援事業について、町長にお尋ねしたいと思います。

天候に恵まれた本年は、畑作水稲ともに順調な生育となり、今まさに収穫の秋を迎えつつあります。本町の基幹産業である農業にとりまして、ここ3年間続いた不作にピリオドが打たれ、久しぶりに明るい話題と笑顔が広がることは誠に喜ばしい限りです。このように天候に大きく左右され、農家の自助努力の範疇を超える天災害に常にさらされているのが、農業という産業

の特長と言えます。そのために農業共済制度があり、リスクの軽減を図っているところであります。本町におきましては、平成23年度から共済加入率向上特別支援事業が実施され、加入掛け金の負担の重い農家を下支えし、農業経営の安定に寄与してきたことは周知のことです。平成24年度の加入率は面積ベースで91.2%であり、前年より約2ポイント増加して9割を突破しました。事業実施前の平成22年度の面積ベース加入率が7割以下だったことと比べると、農家意識の変化がうかがえます。そこで次の2点について町長の考えを伺います。

(1) 2年間にわたる農業共済加入率向上特別支援事業の効果や役割についてどのように総括しているのでしょうか。

(2) 平成25年度については、どのような方針で臨まれるのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

**○議長（齊藤 正議員）** 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

はい、浜田町長。

**○町長（浜田 哲君）** 11番角和議員よりのご質問に答弁を申し上げます。農業共済加入率向上特別支援事業についてです。

本町の畑作農業は、平成22年から3年連続の天候被害により大きな打撃を受けましたが今年春は春の融雪遅れによる影響があったものの、その後の好天により、秋まき、春まき小麦においてはともによい収量を上げましたし、他の作物も現在は全般的に並以上の収穫が期待される場所です。

さて、「農業共済加入率向上特別支援事業」についてですが、農業者が一定の掛け金を納め農業共済制度に加入し、農業災害発生時に農業者個人の損失補てんを受けるという性質を他の公的保険制度との公平性を考慮したうえで、あくまでそれぞれの年度における農業被害対策の一環として、特に共済加入率が低く大きな損失のあった畑作物の共済加入率の向上を目的に、美瑛町農業協同組合が実施する畑作物共済の掛け金助成措置を関係機関と連携しながら単年度事業として2年間取り組んできました。

1点目の効果や役割についてですが、畑作物が3年連続の農業被害を受けた中、共済加入率（面積対比）は、助成前の平成22年度では69.8%でしたが、1年目の平成23年度は18.5%増、2年目の平成24年度では21.4%増の91.2%となり、加入率向上という役割はある程度達成できたと考えております。また、効果については加入率向上により平成23年度の農業被害に対しての畑作物共済の実績報告からも、農家経営の安定に少なからず効果があったと考えております。

2点目についてですが、来年度における「農業共済加入率向上特別支援事業」については、

この2カ年の事業実績により当初の目的をほぼ達成できたと考えますが、農業被害対策の面からは、今年度の農業生産状況を検証する中で、関係機関と協議し、判断してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時52分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（「はい」の声）

はい、11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） 11番議員です。午前に引き継ぎよろしくお願いします。

再質問をさせていただきます。再質問は、今後の取り組みについて伺います。

実は、この一般質問の要旨を通告させていただいた時点では、今年それほど大きな災害がなくて、これは良い秋が迎えられるなど思いながら通告期限に出したのですが、その後、9月頭の雨がありまして、全町的にも被害が見られたところです。やはり農業にとって天災というのはいつ起きるかわからないし、自然災害は、いつまでも解決することのない、農業にとっての永遠の課題であると実感した次第です。そのような中、この2カ年にわたって農業共済加入率向上特別支援事業が実施されたところです。特に実施1年目の平成23年度は、大きな農業被害が出た年でありまして、共済により助けられたという声を私自身、仲間の農家から多く耳にしました。その意味で、この事業が午前中のご答弁にありました農業経営の安定に効果があったのはもちろん、農業者の意識の中に共済制度の有効性、重要性というものを、はっきりと植え付けることができたのではないかなと思っていますところ。また、ほかの公的保険制度との公平性を問う声もありますが、いかんせん天然自然の災害です。人の力ではどうすることもできない災害ですし、その被害によって生活の糧である収入そのものが、すべて奪われてしまうような、そのような深刻な事態も引き起こす恐れがあるという点で、ほかの公的制度とはやや特殊な状況があるのではないかなと実感として思っているところです。

前置きが長くなりました。再質問ですが、今後の取り組みについてですが、今般の共済加入率向上事業で、農家経営の足腰が強くなったと思っています。加入率の面から言いましても、ご答弁ありましたとおり、事業目的を達成したと受けとめることもできます。ただ、何度も繰り返すことにはなりますが、農業にとっての被害は自然災害でして、自然災害は、これは今後いつどのように起きるかわかりません。また、共済制度というものは継続して加入することが、制度を支えていくという側面が大変大きい制度です。聞くところによりますと、農業被害の対策の事業として、共済補助に一本化している自治体があるとも聞いています。災害対策として、

共済補助、掛け金の補助で、それ以外の自然災害については基本的には何も対策の事業を行わないという自治体があるそうです。まず、これも一つ考えてみますと極端な例とも思いますが、災害対策の柱として、共済掛金の補助を行っていくということも、一考に値するとも思った次第です。災害対策の為の柱としての共済補助というあり方について、いま一度町長のお考えをお伺いいたします。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 角和議員さんからの再質に答弁をさせていただきます。

まず、角和議員さんのからこの共済に対する補助について、2年間成果もあったし、農家の方々も喜んでる部分もあるというお話をいただき、私もそういうことであれば、手を打ったことについて大変意義があったなと思っていますところでもあります。また加入率等も、先ほども説明させていただきましたとおり90%以上になったということで、できれば100%が望ましいわけではありますが、一定の成果もまた出てきたということです。災害対策として、今後の継続性はどうかということでもあります。私も他の町村で継続的に取り組んでるところもあるということもお話を伺っています。今回この制度を、私どもが農協さんと取り組むに当たって約束事を、農協さんの方も、町の方でどうだ、やらないかということで私どもの方から声をかけた側面もあるものですから、農協さんの方でも、じゃあこういう状況を踏まえて条件を付けていきましょうということで、その条件がやはり先ほど申し上げたとおり加入率の向上、これをまず成果を出したいということ、それからもう一つは、災害で非常に農家の方々の収益が減ると、減っている中でこの共済を活用して農家の方々の所得に対して対応しようということでもあります。実はこの災害の部分について、今議員からご指摘のある災害対策としての共済ということですが、この災害の制度については、農家の方々が当然掛金を支出、持ち寄って出し合っていますが、基本的に国が50%以上のお金を、実は税金を投入しています。ですから、制度として既に税金が多額に入った制度として運用されているわけでもあります。そのシステムの中で動いているわけでもありますから、その部分からすると、町村がさらにまたそこでどういう形で支援するかというと、恒常的に支援をしていくことになると、先ほど他の公的な支援、公的な保険等色々な面で齟齬が出ないかという我々の心配について、議員からもそういう面も考えられるということではありますが、是非、やはり国の制度として50%以上国が出しているという制度に確立した制度でありますから、我々はこれを有効に使うという観点で、やはり取り組むべきではないかと思っています。そんな面からしますと、今後もやはり加入率の向上、それからこの災害への対策という部分をやはり重点にして、さらに何かこう要件等についても共済に関して求められるよということがあれば、またこれも加味していきたいと思っていますが、

そういう要素を十分に考えていかなければならないと思っています。今回、加入率の向上については90%以上いったということ、それから今年の農作物の出来について、やはり取りまとめを12月なり1月ぐらいには大体見えてきますので、そこで各関係機関、農協さん、そしてまた農業にかかわる関係機関の皆さん方と意見交換しながら今後の方針を決めていきたいと思っていますが、私は恒常化するということについては、やはり町民の方々は農家の方ばかりではありませんから、その部分については、今年農家の人は豊作で一般の人より金儲けしているのに、町が共済にまたお金を出しているということになれば、やはり住民の方々からもこの制度についてどうなんだという意見もやはり出ると思います。災害等の状況を見ながら今後の対応をしていくということで、今後も私どもとしては運営をしたいと思っておりますが、これについても、今後の意見交換で、何か観点の違った論議が出てくれば、また対応しなきゃいけないと思っております。

今のところそんな考えでいますので、ご理解いただければなと思っております。

○11番（角和浩幸議員） わかりました。終わります。

○議長（齊藤 正議員） 11番議員の質問を終わります。

次に、3番佐藤晴観議員。

（「はい、3番」の声）

はい、佐藤議員。

○3番（佐藤晴観議員） 3番佐藤です。資源ごみ回収について、町長に質問させていただきます。

人が生活していく中で必ずごみは発生し、その処分は大きな課題です。特にリサイクル技術の発達により、今まで捨てるだけであったごみが資源として回収されており、限りある資源をどうするかが全国市町村の大きなテーマとなっています。

美瑛町のごみ収集においては、町内全戸にごみ収集カレンダーが配布されており、きれいに色分けされ、事細かな説明書きがあり大変解りやすいカレンダーとなっております。しかし、資源ごみのペットボトルとプラスチック製包装容器は2年程前から町民センターとバスセンターに設置された資源回収ボックスでの回収が行われておりますが、資源ごみの収集日に合わず、つつい可燃ごみに混ぜて出している、回収ボックスの存在を知らない、回収ボックスが遠い等の声が聞こえてきます。資源ごみ回収率を向上させる為に、資源回収ボックスを増設し、可燃ごみの減少を図る上でもより周知徹底を図るべきと思いますが町長の考えを伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

はい、浜田町長。

**○町長（浜田 哲君）** 3番佐藤議員よりの一般質問に答弁を申し上げます。質問事項につきましては、資源ごみの回収という内容です。よろしく申し上げます。

美瑛町のごみ収集は、平成4年度より5種分別を開始し、家庭ごみは、現在386ヶ所407基のごみステーションでの収集と、一部しらかば清掃センターへの直接搬入により処理しております。ごみステーションでの資源ごみの収集は、ひと月に2回行っておりますが、特に夏場はペットボトルやプラスチックごみの収集量が多くなることから、平成22年度より、夏から秋にかけて扇町のスクールバスセンターと寿町の町民センターの2か所に、収集日に関係なく資源ごみが出せるよう、資源回収ボックスを設置しております。資源回収ボックスでは、現在、ペットボトル、容器包装プラスチック、それぞれ週1回のペースで回収を行い、平成23年度の回収量は、バスセンター、町民センター合わせて約480kgで、期間中の一般のごみステーションの2倍以上の量となっており、収集日以外にも排出したいという要望も大きいものと考えております。

ボックスの増設につきましては、現行の2か所以外にも、管理方法を考慮の上、適切な場所を選定し、増設する方向で検討を進めてまいります。なお、周知につきましては、町の広報で設置と終了をお知らせしておりますが、議員ご指摘のとおり、まだまだ浸透しきれていない面もあるかと思われますので、ごみカレンダーや町ホームページに掲載するほか、さまざまな機会を利用して、ごみ分別の徹底を含め、積極的に周知してまいります。

今後の設置について検討していきたいということで、答弁を申し上げます。よろしく申し上げます。

（「はい」の声）

**○議長（齊藤 正議員）** はい、佐藤議員。

**○3番（佐藤晴観議員）** はい、3番です。ごみ問題というのも非常に大きいと思っております。今回、増設する方向と積極的に周知をしていきたいというご答弁でございますが、今回、本当は通告書を出す前にやりたかったんですが、ちょっと時間もなくて、僕自身で、通告書を出した後なのですけど、ごみ収集に関するアンケートとして100名の方に色々聞いてアンケートをとってみました。それでとった内容なのですが、年齢、回収ボックスが設置されていることを知っていますかとか、資源ごみとわかっていても可燃ごみに混ぜてごみを出したことがありますかなどです。例えば地域とか、そういうことをちょっと聞いてみたのですが、色々自分でその結果を基に年代別に利用状況がどうだとか、住んでいる地域によって利用状況がどうだとかというのを試してみたいのですが、色々考えたんですが、僕自身ではちょっと1人で考えるのは行き詰まってしまうので、これを住民生活課の方に提出させていただきますので、こ

れも基に、色々と細かい要望とかもいっぱい出てるんですが、これを基に検討していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 資源ごみ回収ボックスについては、実は他の町で、私どもの町より先に実施していました。あるときに、その町に消防関係の団体の会議等で集まりで寄った時に、そのボックスが設置されていてペットボトルだとかそういうものを捨てる場所を作って、利用率は高いですかと聞いたら、結構高いよとそこの町長さんが言っていたものですから、美瑛町でもやってみようということでやってみました。そういう意味では、いつでも出せるという部分があるものですから、使い勝手の良さもやっぱりあるんだと思っています。使っているところですが、ただ、やはりごみの問題については管理という部分が非常に重要になります。こういう資源ごみ回収ボックスを人目のないところに置きますと、色んなごみが投げられたり、この辺については今までの通例からすると予測できるということから、今のところ役場の職員関係が常にそこにおいて、ある程度管理できるという場所を目処に増設を考えていく準備をしたかと思っています。

住民の方々から色々この資源ごみ等の要望、月2回ですか、そういう意味では少ないよと。以前も議会の方で質問をいただいたこともあります。そういった部分、回数を多くすれば経費もかかるということでもありますし、できるだけ費用を上げない中で、住民の利便性を上げていくという施策を、今後も検討したいと思っています。ごみの問題は本当に今議員さん言われるように、何か手を付ければ何か問題が出るということがあってなかなか難しい問題ではありますが、住民の方にご意見をいただけるということですから、そういったご意見も我々も拝見させていただきながら、対応できるものは対応していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長(齊藤 正議員) 3番議員の質問を終わります。

次に、9番穂積力議員。

(「はい」の声)

はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、それでは一般質問をさせていただきます。9番穂積力。質問事項、1番目、青い池駐車場の有料化について。

質問の要旨、青い池への観光客は、年々増え続け、今年は特に多くの方々が訪れているようです。増設した駐車場も満車で、土ぼこりの中での順番待ちは大変です。また、トイレ設置の要望もあるようです。道路、駐車場やトイレ設置などの維持整備費のために、駐車場を有料化にする考えはないのかお伺いします。質問の相手は町長です。

2つ目、旧北瑛小学校校舎等の活用について。

先日、議員協議会で2回目の「丘のまちびえい小麦プロジェクト」の説明を受けました。管理運営は、美瑛町小麦プロジェクト運営協議会（仮称）で、食材の付加価値化、美瑛の特産品化、ブランド化を図り美瑛産の農産物のアピールと販路拡大を目的に宿泊体験施設、レストラン、厨房などの地元食材提供施設や直売施設の整備をする計画と伺っています。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を活用する予定とのことですが、これからのことですが、交付金は間違いのないのでしょうか。この事業内容に異議を唱えるものではありませんが、私が思うところは、これらのプロジェクトは、既存の施設（みのり、ふれあい館ラヴニール、置杵牛農産物加工交流施設など）で行えるのではないのでしょうか。勿論、必要があれば既存の施設改修等をするればいいのではないのでしょうか。特に、多くの町民が利用しているみのりの増設などが望まれています。そのことこそが急務ではないかと思いますが、旧北瑛小学校の活用について町長の考えを伺います。

以上2つお答え願います。

○議長（齊藤 正議員） 9番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 9番穂積議員よりの一般質問2点について答弁を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

まず第1点の質問事項第1であります。青い池の駐車場の有料化についてという内容で一般質問いただきました。

青い池は、昭和63年12月に十勝岳が噴火したあと、火山泥流を貯めるためのコンクリートブロックによる仮設的な防災施設として北海道開発局が平成元年12月に整備し、その結果、ブロックえん堤に川からの流水が溜まり「青い池」と呼ばれるようになりました。

青い池の中でカラマツの木々が立ち枯れている景色が幻想的に見えることから、ロコミでアマチュア写真家らの間で話題になり、今では人気のある観光スポットになっております。

今年は、春先から各テレビ局や新聞報道、旅行雑誌などで紹介されたこともあり、数多くの観光客に足を運んでもらっています。

昨年までは、道道十勝岳温泉美瑛線沿いの町有地に乗用車で40台程度の駐車場を設置しておりましたが、特に観光繁忙期には路上駐車も多く見受けられ交通事故が懸念される状況にありました。こうしたことから、北海道開発局に相談をし「青い池」近くの国有地に今年の2月から3月にかけて防災施設用の資材置き場として路盤の整備を実施していただき、平常時は乗用車が100台程度止めることができる駐車場として活用させていただくこととなりました。

ご質問の駐車場の有料化についてですが、駐車場の底地は国有地で砂防指定地域となっており、あくまで資材置き場として位置づけられていることから、われわれの一存ではできないことはご了解ください。また、現在のところ「青い池」には長時間滞在してもらうことは考えておらず、トイレについても近くのビルケの森や白金温泉地区に足を伸ばしてもらうことで経済効果に結びつくよう期待しておりますが、一時的な流行となってしまうよう、これからの美瑛町の魅力アップに向け、さらに関係機関と連携しながら今後の活用方策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして質問事項第2であります。旧北瑛小学校校舎等の活用についてであります。

少子化や過疎化などが進むなか、地域の教育・活動の拠点として重要な役割を担ってきた学校が休校や廃校を余儀なくされ、その利活用が地域の大きな課題となっております。これらの学校の活用につきましては、町広報誌をはじめホームページや文部科学省の機関紙などで利用提案の公募をしてまいりました。旧北瑛小学校については、今まで10件の個人や企業から提案をいただきましたがいずれの提案も町が施設整備をし、提案者が利用するというものであります。また、優れた農村景観を有する旧北瑛小学校で美瑛の農業の特性を活かした、小麦プロジェクトの提案をいただき、その内容は、麦の製粉工場と店舗として活用してはどうかというものであります。企業との協議を重ねてまいりましたが、最終的に企業側が実施に踏み込むことができないとの判断をされ、取り組みに至りませんでした。このような協議を進めていく中で、本町の基幹作物である小麦をテーマに、丘のまちにふさわしい食の魅力を発信する場としての活用提案をいただきました。本地域は農産物の生産の場に加えて観光の中心的なエリアでもあり、魅力的な立地条件を有する場所であることから、シェフを養成する校舎活用の考えに方向性の合意を持ち、その効果を農業の特性に付加価値を高めることを重点に農業・観光の振興、さらには若者の育成に大きな目的を達成できるものであると判断し、今年度マスタープラン策定のための予算をお認めいただき作業を進めてまいりました。

本施設の校舎の活用につきましては、1階部分には長期研修者や地域住民はもとより、町民の方々が料理の学習や研修等ができる場と地域で活用できるスペースを整備し、2階部分には、長期研修者の宿泊施設として整備することとしています。また、レストラン・短期宿泊棟として別棟整備をする内容でマスタープランの策定を終え、本事業を進めるため農林水産省と協議をし、国の補助採択に十分な事業であるとの評価いただきました。北瑛地域の説明会におきましても本計画を進めてほしいとの要望をいただいたところであります。

既存施設の活用につきましては、それぞれ活用目的や用地の問題、周景などの立地条件などを考慮しなければなりません。もちろん、「みのり」をはじめとした施設の今後の施設運営に必要なものについては、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) それでは、順番に再質させていただきます。まず、1番目の青い池の駐車場の有料化ということについての再質させていただきます。

私も今年、8月の17日だったと記憶していますが、お客さん2人ほど乗せて行ってきたんですけど、私は車から降りることができませんでした。駐車場が空いていないため、少しずつ車を移動するために、その間にお客さんには池を見に行ってもらって、大変感激して帰ってきたのが印象的でした。それで、答弁の揚げ足を取る気はさらさらないということをもっと理解してほしい。

例えば、こう言えばもっともだなと思ってしまうんですけど、小便したい時に、あの池から温泉に行けばトイレがある、下に下がればインフォメーションセンターにトイレがあると、私はわかりますけど、遠くから来た人がどこにトイレが、すぐ隣にあるのかもしれないし、2キロ先かもしれないし、そういうことを言いましたら、無いのに等しいという受けとめ方をされるのではないかなということです。私も感じたのですが、観光客からは直接は聞かされてません。トイレありませんかというのはあるのですが、その不平不満を聞いたわけではありません。ただ、うちの町民がお客さんを連れて行くのはいいけど、トイレがないから大変だと、はっきり言って、今言ったように100台、それが満車なのだから、そしてその前に40台駐車できる、そこにはバスもいる。どれだけの人数が来てるかというのは、もう想像付くと思います。町長みたいに規則正しい生活をしている人は、あまりわからないかもしれませんが、やはり美しい美瑛に来たといったら、普段3杯飲むところ、5杯も6杯も飲んだり、腹の調子も悪くなった人もいるだろうし、そういう人のことをもし考えたときに、2キロ先にトイレがあるよと、ぜひこういうところも美瑛にあるんだというのを分かれと言ったって、町長を責めてるわけでもないよ、そこまで駐車場を作っただけでも●●●かって、私なんかは思うんですけど、観光客を受け入れて、雑誌、色んなメディアでクローズアップされてますよね、美しい池だと、色んな雑誌に出てます。私の方がそれを見てびっくりするぐらい。だったらですね、観光客を受け入れて案内する以上ね、最少限度、駐車場とかトイレはやっぱり必要なんですよね。このままだったらイメージアップどころか、ダウンになってしまいます。それこそ仮設でもいいですから、緊急避難的な、やっぱりトイレを、色んなしがらみがあって大変かもしれませんが、そこら辺は、やりくりの上手なスタッフがいますので、ぜひ、今年はもうオフになりかけてきてますが、そういったことを考えてほしい。

トイレを利用するために、白金に行く、そんなことでは私は納得できませんけど、当然言っ

ている町長だって納得してないと私は信じてます。そこまで手が回らん、金が回らんというのであれば、やはり有料駐車場にして100円でもいいから、昔、今は有料でなくなったと聞いていますけど、いやいや有料でないですけど、拓真館の駐車場でも年間で8千万円も収入を得たときもあったのだから、別にその金を浮かせて一杯飲むかっていうのではないのですから、その整備、来るお客さんのために使うのですから何ら問題はないと。色んなしがらみがあったとしてもね、町長ならクリアしていけると私は信じてるんですけど、どうですか。再度質問します。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 穂積議員さんの青い池のトイレの設置についての再質ですが、先ほども答弁をさせていただきましたが、トイレの設置もそうでありまして、売店等も含めて、国の用地でありますから、ここを、我々も色々と内々に情報交換をしています。そんな面では、やはり今の段階では厳しいという状況でありますので、ここは理解をしていただきたいなと思っています。観光地に来る方で、あそこに来る方は車で来るのがほとんどでありますし、自転車で来るような方もおられるんでありますが、2キロなりそちらの方にトイレがありますよということで表示をさせていただいて、そこを使っただかく。そこには、お店などもありますし、住民の方々の色んな活動もありますので、そこで食事をしたり、おみやげを買ったり、経済的な波及効果もあつたりということは私にとっては大事なことだと思っています。

美瑛は色んな場所で景観を見るところがあつて、前田先生の写真のスポットもたくさんあるわけでありますから、人が集まるところにみんなトイレを作ったら、もう町中トイレだらけになってしまう、そんなこともやはりあると思います。私も実際にいろんな観光地に見させていただいて、美瑛町ほどトイレが整備されてる地域は、今のところ見たことがありません。それだけ美瑛町のそういった観光客に対するトイレの提供などそういったものは、私は進んでいるし、サービスをしていると思っています。そんな面からしますと、こういった青い池の滞在についても、それほどあそこに長くいて、あそこで何かこう食事をしながらという場所でもないように思いますし、美瑛町のまちづくりの、美瑛町においでをいただいた方がスポット的に楽しく見ていただく、そういうような場所として、今後も維持していけるのが、私としてはあの池の活用としてはいいのではないかと考えています。

今後、色んな活用の仕方を、今担当の方にも、こういうこともできないかという話をしている段階でもありますので、また来年度以降も、これ雑誌やなんかで、今回は、写真もアップルの社の壁紙になったと、世界的な宣伝をしていただいた町民の方もおられるわけですから、そういった方々の取り組みも評価させていただきながら、末永く、少しでも長く多くの方々に楽し

める場所として、維持していきたいと思っているところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、穂積議員。

○9番(穂積 力議員) まだ何ぼ言っても時期尚早かな、いずれにしても、そういうトイレの重要性を訴えて次の質問に移ります。

今度は2番目の質問です。旧北瑛小学校の活用についてということで、まず、誤解のないために今の状況というか、美瑛の農産物、冒頭、米は豊作だということで、小麦も豊作だと、本当にそのとおり素晴らしいことで、思い起こせば、農協の乾燥施設も大規模に、2回にわたって町が強力にてこ入れして、そして乾燥場の増設をしました。当時は、刈取り制限、何ぼ天気が良くて、今刈りどきだって言っても、これ以上刈っても受け入れられないということで、刈り取った小麦も朝までかかってやっと処理できるかできないかぐらいの大変な戦いでやってたというのは、町長もご承知のとおりです。そんなことがあると同時に、天気の良い時に刈り取りできない小麦が、その後の天候悪化で穂発芽したり、刈り取りするのが情けなくなるような状況に長いことなったというのは、もうついこの間、この間ではないですけど、そんなことで、今は本当に手放しで、品種が色々あっても素晴らしいと思います。120点だと思います。町長ぜひそれを喜んでください。

もちろん小麦ばかりじゃないです。トマトもそうです。そういうことで、やってること全部悪いと言ってるわけではなく、すごく良いこと、素晴らしい美瑛の農業の振興に貢献されるようなことをたくさんしてます。そのせいもあって、もう本当に人気があるんだよと。今年は豊作だよと、あんまり豊作だという話をしている中で、暗い話をするのが何か出来なくなるような状況ですが、町長これ大事なことだからちょっと聞いて下さい。

今年、例えばインゲン豆を機械でもぎとって、1日にそんなにたくさん収穫されたら処理が不能になり駄目になるよとということで、実際には120トンぐらいでやめようと思っても、制限してるんですよ。お前のところはこんだけと、少しずつ増えて、結局1日の収穫は30トンにもなってしまって、慌てて2日間受け入れ中止という状況になって、とどのつまりはどうなったかと言ったら、収穫しないうちに廃棄処分です。今もう真剣に、美瑛の農産物をつくるために、こう力を入れて頑張る後継者が、本当に涙出るぐらい、そういう状況があります。決して加工業者に問題があるということ言ってるのではないです。あくまでも誤解しないために。

私は今望まれてるのは何かということ、町長にいっぱいわかってほしいなということです。もう一つ悪い例を言うと、スイートコーンも今年は出来が良いからすごいのです。スイートコーンは今までも大なり小なり出荷制限なんてされてましたが、今年もやっぱり出荷制限、そのうちだんだん出荷制限されてるうちはいいのです。今度、後から持って行ったら過熟だと、3

8%儲けが何も無くなるような歩引きをされてしまうという、またあえてくどく言うけど、これ大事なことから言うけど、これは、加工業者が悪いとか、まるっきり悪くないとは言いませんが、あんまり無理なんだ。なぜかっていうと、ホクレンでさえ美瑛の加工場だって無くなりました。富良野にあった大きなデイジーという会社だって撤退した。唯一、美瑛の加工場が必死で頑張っていると、そのような状況、あまり詳しくは、また本点からそれるから、そのことは次回に回して、くどくは言いませんが、要するに豊作でもそういう状況になっている。そういった農家に対して、農家の付加価値を農産物の価値を高めるために、一生懸命町は頑張っていると行ったときに、1番肝心の農家の人はなんて言えるか、手放しで喜べないということ。そのことをやはり町長にわかってほしいです。だから町長が今やろうとしていることは素晴らしい事だと思います。農産物の付加価値を高めて発信する、若者の養成もする、どれをとっても100%良いです。今置かれている我が町の状況、そのことを考えたときに、本当にその順番でいいのかなということ、ぜひ考えてほしいです。1番大切なのは、今農家、この間農林課にお願いして、美瑛の今後の農業の未来ということで説明を聞きましたが、その中で、新規就農者を養成するという中で、昔は丸腰で、それで、満たされた条件の中で、新規就農者を育てるために、美瑛町としてもやった経緯があります。最近はどう変わったかという、1番大きく変わったのは、その新規就農者が、美瑛で頑張ってもらいたいという気持ちはありますが、やはり、簡単にやめたって言われたのでは困るから、少しは蓄えがないとだめだと。ある程度の蓄えがないと、ある程度って1千万円ですか、1千万円ぐらいの蓄えのない者は、そんなに新規就農として力を入れて頑張れというのはできないというような、それぐらいの力がない人がやると言っても無理だというのは事実ですが。そんなようなことで、本当は少しでも農家の苦勞をわかって、たとえ挫折しても仕方ないかなということだけでは済まされないという状況がやはり起きてきたせいかなと私は聞いたわけなのです。そこで、今回も、色んなプロジェクトをやりますと、シェフを集めて勉強すると、そのシェフ、料理長とかそういう頭になるような、そういった人の養成をするのは素晴らしいことですが、学校的に始めるのかどうか分からないですし、色んな計画をするのはもう素晴らしいのですが、もし、素晴らしい学校ができても生徒が集まらなかったり、レストランをつくっても客が来なかった。そのときにどうするんだということを実際に考えて、そしてそれらもクリアして、みんなでその時は力を合わせて支え合おうというぐらいの意気込みを持つぐらいの雰囲気づくり、そういうのも大切ではないかと思うわけですが。今回の計画の細かいところに、右往左往言うものではありませんが、1番懸念されるのは、私は1回目の質問でも言ったように、今ある施設だってあるじゃないか、だからと言って研修生をラヴニールのホテルに泊ませるなんて、そんな無茶苦茶なこと私言いません。いずれにしても、予算が、もちろん予算は国からの資金なのですが、優秀なスタッフが付いて

るから国からの予算はとれるでしょう。でも維持費まで国は出してくれないです。そして、そこが開店休業になったときに、誰が真剣に面倒を見てくれるのか。やっぱり美瑛町でしょう。そういったことも考えて、それだけのことを面倒見れるだけの足腰の強い農家を、今本当に手当てをせねばならんところに目を向けて、そしてそれからでも遅くはないのではないかと私は強く思うわけです。そういった中で、今計画している農家の仲間、農家の人に話しをする機会が私は多いのですが、あんまり売り込まないでほしいぐらいのことまで出る始末です。これは決して正しくはないですが、どうですか、その町長がやろうとすること、何も覆いかぶさって全部邪魔しようとしてるわけでも何でも無い、良いことは良いとやっぱり認めます。でも、もう少し検討の余地があるのではないかなと思います。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 穂積議員さんよりの2点目の旧北瑛小学校の活用についての再質に答弁を申し上げます。

一つは農業政策として十分な政策ができてくるのかということですが、美瑛町の農業の発展、そしてまた美瑛町のまちづくりの柱となる農業の発展、このことについては私の重要な仕事だと認識をしていますので、関係機関の方々とも十分に話をしながら、これまでも色々な取り組みをしてきました。特に、私が町長に就任したときに、前水上町長が、先ほどの議員さんが言われる麦の乾燥貯蔵施設、これについての建設が道半ばでした。私の方でこれを建設をさせていただき、農家の方々、農協の方に使っていただいているという状況です。その後やはり、農協の関係の方、農家の方々と色々な話し合いする中で、美瑛町の農作物が非常にこう倉庫とかそういったものを持ってなくて、常にホクレンとかそういったところに農産物が集積されると、そうすると販売の自由とか、穂積さんが言われる収穫の自由とか、こういったことが非常に厳しいということで、芋の関係とか豆の関係とか、貯蔵施設等を国の予算を頂きながら、年間3億円、一基やるのに3億円ぐらいかかるようなものを取り組んできました。

今回はジャガイモについての種イモの選果については、2年がかりで6億円の事業を国の事業としてもいただきながら進めてまいりました。そういう面では、町長として、何かこの施設をやったから農業施策をやらないのだということではありませんので、そこはぜひ理解してください。農業はやっぱり柱ですし、農家の方々に農業を意欲的に、また収益が上がるようにやっていただく、このことについては重要な施策だと私も認識して、これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、これをやるから農家の方々の何か施策がなくなるとか、そういうレベルの問題ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、この北瑛の学校の計画自体については、長く色々な方々とも協議をしましたが、

ロケーションも、それから建物も、非常に閉校になった学校としては質の高いものを持っています。美瑛町のまちづくりに何とか有用なものでありたいという思いを持ってきましたし、そんな思いで色々検討をしてきました。今回この施設を運営したいという方も、お二人が中心になっていますが、1人は40代、1人は60才を超える方です。その60才を超える方が料理界の色んな方々と面識を持っており、そして北海道のサミットなんかも取り仕切ったような方です。

この方が、我々と色々話している中で、60才を過ぎて社会に今まで自分でやってきたことの何かこう成果を社会に還元したいと、そんな思いを持ちながら今回美瑛町と取り組みができればというお話を私はいただきました。私もやはり、まちづくりを行いながら若い人たちがそこで育成されたり、美瑛町のまちづくりが進んだり、観光客にとって何かまた美瑛町に美味しいもの食べれたとか、良い経験をできたというものができるのであれば、この学校の使い方として私は非常にありがたい。ロケーション的にも、それから私どもが何とか役に立つものにしたという思いも、達成する可能性があるのではないかとということで取り組みをさせていただいています。経営の面も、今後、北瑛の方々の入った協議会を運営し、その協議会が指定管理をしながら、協議会の中で、協議会とまた西美方式ということを行っています、会社の方と契約をしながら運営するということになっています。

今回、レストランと宿泊の部分も、ベットもつくらせていただくような準備をさせていただいてますけども、穂積さんの言われるとおり、経営というものがやはりあります。彼らは今までも色々な設備をやってきて、色々な地域でも、札幌でも事業をやっています。そして今回のミシュランの三ツ星を取るような施設も持っています。そういう面からも、彼らも町におんぶに抱っこはしたくないと、ですから、我々としては一般のお店で言いますと、我々は例えばセブンイレブンなんかよく建っていますが、セブンイレブンの店は我々が作りましょうと、その中に例えば商品だとか、例えばそこで雇われる人だとか、経費だとか、そういう投資を彼らにしてもらいます。そうやって我々のお金を出すけども、彼らもお金を出して、そしてこの施設を運営しようということで、これからも取り組みを準備しているところです。そんな面では企業等の調査等もさせていただきましたが、立派に事業を進めている方でありまして、先のことを心配して、これしてどうなった、これしてどうなるんだと言うことで、それをやれば結果的には何もできないこととなります。現状としては、私は信頼できる非常に素晴らしい相手と組めるのではないかと期待をしているところです。

加工施設の関係等も含めて議員からご指摘も、これからの取り組みのご指摘もいただきましたが、今農協さんからも施設等の要望については色々いただいていますし、これについては取り組みを進めるということで今準備をさせていただいています。

1つご理解をいただきたいのは、この北瑛小学校のようなものは、町の独自の施策となります。例えば麦の施設とか、こういったものは国のメニューにあります。ですから補助申請をしたときに、麦の施設だとかそういったものは、順番が後になるか、先になるかだけでも、法律の中にそういう施設名がありますから、補助の対象にはなってくるのですが、こういう施設は美瑛町の考え方でやるわけですから、最初は国の方も、お前たちの必要なものはお前たちでやれというのが基本的なスタンスです。ただ、我々も努力をして農水省、国が認めるそういうレベルのものに達せようということで、色んな模索をし、そして色々検討協議を重ねて、こういう計画にまでさせていただいて、もう少し手間がかかるかと思ったのですが、農水省の方でこれは補助事業として採択をする方向でいきますということでお話をいただきましたので、今後この事業を、補助事業になると、どうしても補助事業の日程等がありますので、その日程等にも十分配慮をしながら事業を実施していくということで提案をさせていただいているところで、議員さんからも農業の重要性についてご指摘をいただきましたが、私も議員と何ら変わるものではないことをご理解いただきながら、事業を進めていこうと考えています。

一つ私が町長に就任した時、美瑛の丘のまちの防風林ありますよね、あれは大蔵省が持っていた国有林を美瑛町が払い下げを受けてます。払い下げを受けている国有林なのですが、他の地域では、十勝なんかは多いのですが、木を切ってしまうと、そして畑にしていきました。そのことによって農家の方々の利便性は上がる部分は上がるのですが、今向こうでまた植え直しをします。美瑛町は基本的にはそれを残しました。それが丘のまちの景観として立体感を生み、美しい景観のもとになっています。町長に就任したときに、農家の方々からお前のことを応援したのだから、これ払い下げてくれと言われましたが、私はその時に待ってくれと、美瑛町の景観にない美しい町、また丘のまちびえいは必ず農家の方々の生産品の付加価値を付けるのに役に立つようにするから、また役に立つようになるから、この部分については活用させくれということでお話をした経過もありますが、今のようなこの施設も、直接すぐ農家の方々にどうかということとは色々ありますが、麦も新しい品種が生まれ、そして野菜類もここで活用して、美瑛の農産物の質が高いということが色々行き渡っていく、養成されたシェフが全国に散らばることによって、そういったことも広めていく、そんな施設になるのでないかと期待をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ穂積委員には理解をいただければと思っております。以上であります。

○議長（齊藤 正議員） 9番議員の質問を終わります。

午後2時10分まで休憩いたします。

休憩宣告（午後1時56分）

再開宣告（午後2時10分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、八木議員。

○8番（八木幹男議員） はい、8番八木です。2項目につきまして質問させていただきます。

第1項目目は、美瑛町食育推進計画について質問いたします。

平成24年度から平成28年度にかけて実施される、第2次美瑛町食育推進計画が示されました。その中では、本町の食をめぐる現状と課題、食育の目標などが記載されていますが、現状と課題においてはベースとなる現状の数値が記載されていませんし、目標の項目でも目標値が示されていません。総花的な取り組みでは、何がどう変わったのか成果が明確にならないと考えています。そこで3点について伺います。

1点目、当然、第1回の食育推進計画があり、その成果を踏まえての今回の計画が作られていると考えますが、結果をどう分析し、どのような形で今回の計画に反映されているのでしょうか。

2点目、推進計画では、栄養のバランスの崩れ、子どもたちの朝食の欠食、肥満、生活習慣病、食べ残しや食品の廃棄などの項目がありますが、重点となる課題は何と考えているのでしょうか。

3点目、実施施策では、「給食便り」「学校給食を通じて」「児童生徒及び保護者に対して」「総合的な学習の時間や職業体験」など、学校教育を通して食育を進めて行くという考え方がうかがわれ、正しい方向と思います。

総務文教常任委員会では、美馬牛小学校の給食を体験してきました。食器も陶器製の物に変わり、食材も地元産にこだわっている姿勢が随所に感じ取れました。美馬牛小学校以外の小中学校の給食の食材状況について、教育長に伺います。

項目2点目は、美瑛ブランドの商標登録についてご質問させていただきます。グローバル化、東アジア諸国との交流にともない、意識するしないに関わらず、美瑛ブランドの商標登録の有効性が問題になってくるのが考えられます。2010年12月9日発行の北海道新聞にこんな記事が載っています。台湾の食品メーカーが登録した「讃岐」の商標について、台湾市内で讃岐うどん店を営む日本人経営者が「地名を登録するのは不適當」と申し立てた裁判で、台湾知的財産局は、経営者の主張を認め、商標登録を無効とする決定がなされたという内容です。一方、中国における商標登録は、インターネット上に登録内容が告知され、数週間内に異議申し立てがない限り商標登録が成立する制度となっており、いったん登録されると台湾のように審判で登録を覆すことは極めて困難であるとの説明のあるセミナーで受けました。更に、どう

したら防ぐことができるのか質問したところ、現状では北海道の出先機関である上海事務所と連携して、ネット上の登録申請状況に日々目を光らせて監視していくしかないとの回答でした。中国と台湾では制度が異なることを認識しながら、商標登録の問題に取り組んで行く必要があるということだと考えます。

そこで、国内外における「びえい」「丘のまちびえい」等の商標登録に関して、次の3点について町長に伺います。

1点目、国内における美瑛ブランドに関する商標登録はどのような状況なのでしょう。

2点目、台湾、中国に対して、商標登録はどう進められているのでしょうか。

3点目、中国における商標登録が一番問題になってくるものと思いますが、北海道の上海事務所とは、商標登録を含めてどのような情報交換をされているのでしょうか。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 8番八木議員よりの質問2点について、私と教育長とタッグを組んで答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、質問事項1の美瑛町食育推進計画についてのご質問についてお答えを申し上げます。

食育は、かつて戦後の食糧難と言われた時代から高度経済成長・バブル経済期に入り、「食べ残し」、「食品廃棄」の増大が問題となり、さらに食糧は、海外に大きく依存することとなってしまいました。国は、国民の心身の健康増進と豊かな人間形成、子供の食育における保護者・教育関係者等の役割と食に関する体験活動そして農山漁村の活性化を掲げ推進してまいりました。国レベルの目標数値も、学校給食において地場産品の活用を平成27年度まで各自治体で30%以上を目標にし、農村漁業体験に参加する数値も同様とすることなどを推進しております。本町においては、魚類を除き地場産品の活用についての数値は、60%（金額ベース）と国の目標をはるかに超えたものであります。これからも地場産品の活用について進めていくことは当然のことであり、学校給食についても子供たちの成長や食育推進の重要な場として捉えており、その運営のあり方について検討をさせている状況でもあります。

1点目の第1次計画の結果をどう分析し第2次に反映したかのご質問であります。役場内の関係課で構成する食育推進会議において、第1次の食育計画の事業実績報告書をまとめそれぞれ担当課より説明・協議を重ねた結果、第2次計画においても引き続き食育の実施施策の遂行を提言していくことで町民をはじめ、学校給食・保健活動等でこれまで以上に食育について啓発することといたしました。

2点目の推進計画の重点課題についてのご質問であります。食育のどの項目も幼児から高

年齢まで健康で日々過ごすことが重要であります。食育の推進の立場からは、この理念の認知度を高めるとともに、全ての町民に周知・実践されることであると考えております。今後も、食に関する知識と食を選択する力を習得できる人の育成に向けて、町民各位にさまざまな機会を通し啓発してまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、奥山教育長。

○教育長（奥山 清君） 引き続き、私の方からは3点目、学校教育に関連する部分のご質問にご答弁を申し上げます。

この度の第2次的美瑛町食育推進計画の中においても、地場産品に関心を深め郷土愛を育むことが実施施策としてあります。従いまして、美馬牛小学校だけの取り組みではなく、全ての小中学校で米、味噌、豚肉の食材に加えラーメン、うどん、パンに地場の小麦を使用しています。また、収穫期にあわせてアスパラやジャガイモなどの産品を取り入れた給食の提供を行っています。今後も学校給食を通して家庭へも地元食材の安全・安心と地場の農産物への理解を深め食育を推進してまいります。

よろしく申し上げます。

（「はい、町長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 引き続き、八木議員さんよりの質問の第2点、美瑛ブランドの商標登録についてのご質問に答弁を申し上げます。

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とした地域団体商標制度は、商標法の一部を改正し平成18年4月から導入されています。地域ブランドには、地域の名称のみからなるものや地域の名称に何らかの文字、図形等を組み合わせたものがありますが、地域団体商標として保護を受けることができるのは、地域の名称及び商品又はサービスの名称からなる商標になります。地域の農業協同組合等が地名入り商標をその地域との密接な関連性を有する商品・サービスに使用して一定の地理的範囲で周知となっている場合は、全国的に有名となっていなくても商標登録を受けることができ、平成23年6月現在の登録件数は478件で、そのうち北海道からは15件が登録されております。国内外における「びえい」、「丘のまちびえい」等の商標登録に関する質問ですが、1点目の国内における美瑛ブランドに関する商標登録の状況については、官民一体となったPRの結果、「丘のまち」といえば北海道の美瑛町と多くの人に認知されるまでに育ててきましたが、「丘のまちびえい」の商標登録を平成10年に町内の個人の方が行い、その後、平成11年に町内のある法人に譲渡される事件がありました。町としては、町民全体の財産と

して広く活用されるよう推進してきた立場からも、「丘のまちびえい」の保護について特許庁へ無効審判請求書を提出し、平成18年に本商標を取り戻した前例があります。今後も町民の財産として広く親しまれているものについては、引き続きしっかり守ってまいります。

2点目の台湾、中国に対しての商標登録についてですが、現在のところ台湾を対象としたマーケット調査段階であり、状況を把握しながら今後輸出の気運が高まった時点で、関係機関と協議して対応してまいりたいと考えております。

3点目の北海道の上海事務所とどのような情報交換をされているかについてですが、今年の6月末にトップセールスで上海事務所を訪れる機会があり、中国におけるインターネットの状況や観光誘致に向けての情報交換をしてきたところです。商標登録に関しては中国の国内法の関係もありますが、今後情報交換をしながら対応してまいります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、八木議員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。まず1点目の食育計画につきまして、再質問させていただきます。

美馬牛小学校の給食を体験させていただいた時点で、地産地消の取り組みが積極的に行われているということは十分理解できました。また、今回のご答弁で、学校給食における地場製品の活用状況に関して金額ベースではありますが、60%という数字を伺い安堵したところです。ただ、食育推進において、現状、こういう課題があり、こういう実績があるので、具体的に目標値を決めて取り組むのだという問題解決型の取り組みに持っていくべきではないかと考えています。例えば今回の食育計画の資料に載っていますが、北海道教育委員会の調査実績が記載されており、小中学校の朝食欠食状況など、北海道あるいは全国と対比しながら、具体的目標値を決めて取り組むことが可能かと思えます。こんな点を含めまして、教育長に再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) はい、ただいまのご質問に関しましては、私ども北海道で「早寝、早起き、朝ごはん」ということで、朝ごはんについては、一緒になって推進をし、実際にやっていますが、具体的に数値をあげるというのは実は非常に難しい問題で、家庭の部分がありまして、最近特に問題になっているのは孤食ということで、子供さん1人で食事をする部分が、これは朝晩に限ったことではありませんが、そういう状況が全国的には出てきている部分もあつたり、とにかく食事に関しては、子供がどうこうという部分ではないので、学校でそれを手がけてというのは、本当のことを言いますと非常に難しい部分があります。したがって、今回の食育計

画に関しても、学校で、あるいは食育計画の中で、具体的にどうこう数値をあえて挙げてないという状況です。私の方ではそういう形で、何か実際にやってるということではありません。ただ、食育に関わっては、学校現場では食べるだけではなくて、素材を作るという農業教育に関わる部分は、各学校で食育に伴う体験を重視した部分という形で、現在、各学校で、それぞれ状況は異なっていますが実施はしています。例えば美瑛小学校の中では、1年生から6年生まで、それぞれ対象とする作物を変えて、実際に作物の栽培を行って、それを具体的に食べる中に入れていくということで、体験を交え、さらにそれを食育につなげるという形で、実際に現場では行っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、八木議員。

○8番(八木幹男議員) 実は、昨年の東日本大震災で、釜石の奇跡と語り継がれていることがありまして、日ごろの防災教育が実を結び、小中学校の生徒が1人の犠牲も出さないで高台に避難できたというお話がありました。その後、群馬大学の教授ですが、その方が今の和歌山県の田辺市で同様の防災協議を行っているということで、児童生徒の家族に関心を持っていただくような形で、生徒に取り組みをしているものがあります。こんな形のものでさらには地域の人たちにも波及しているということがあって、子供たちの教育を通して何かをやっていくことが重要になってくるんだと思います。本町における食育も、保護者あるいは地域の人々に広げていくには、学校教育を通して、こういった形のもので大きな役割を担ってくるように考えます。そんな意味もありまして、これからの学校を通して食育を推進していく取り組みを、ぜひ積極的に行っていたきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) はい。今お話がありましたが、災害に関しては、この釜石の奇跡、その通りでございまして、子供たちが自分たちはもちろんですが地域の人達にも手を貸して、自分たちと一緒に逃げてもらおうということも行っております。ただ、先ほどもちょっとお話ししましたけども、例えば食べることに限っては、子供たちが与えられたものを食べたり、あるいはお金があつたり、お金を預けられたもので買ったりすることの部分はできるのですが、基本的な部分をやはり保護者が中心になって行われるというのが実態でございまして、今、八木議員さんからお話がありましたように、やはり私どももこれからは保護者を通じて、特に、1番最初に話が出ましたが、早寝早起き朝ごはん、こういうのが食育だけではなくて学力にも繋がっていくことも含めまして、実際に各学校現場で、さらに保護者に対して一層働きかけるような形でいきたいと考えてます。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、八木議員。

○8番(八木幹男議員) 質問を代えさせていただきます。続きまして、2つ目の美瑛ブランドの登録につきまして再質問させていただきます。

なぜブランドにこだわるかといいますと、美瑛の農業はやはり大地、あるいは丘を中心に展開されている質の農業だと感じています。また平地あるいは平野の利用の農業、こんな形からのものと差別化あるいは価格競争に持っていかないような形にしていくには、このブランド化というものが唯一の手段であると考えています。幸いに、美瑛には美瑛カレーうどんというブランドの成功事例があります。これは、美瑛カレーうどんという、まずあの旗を上げたと、こう理解しています。それから、カレーうどんはこういうものだという6カ条の約束をお客さんとしています。それからさらにはお客さんにしてみますと、カレーうどんが認識されてきていると理解をしています。旗を上げる、約束をする、お客さんの心に根付くという一連のものがブランドという考えにつながるのかなというような考えをしております。

農産物あるいは農産加工品に付加価値をつけて販売をしていく、こんなことが美瑛の農業にとって最大の課題であり、最高の武器がブランドであるということを考えています。商標を一元管理する部門を作り、使用許可を与えていくというシステムの構築は考えられないのか。こういったことにつきまして、町長に再質問させていただきます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 八木議員さんの方から再質がありましたとおり、美瑛のまちづくりの中で、農業というのは柱となるものです。広い農地、広い大地を活用してまちづくりを進めていく、農家の方には苦労は多いわけですが、そのような取り組みを皆さんと力を合わせてという思いを持っています。そんな中でブランドをどう確立するかということは主要テーマです。

畑作地域、以前も言いましたけども、帯広、十勝へ行くと全く効率も違いますし、表土もこんなに厚いのです。ひっくり返すと表土も土壤改良したみたいな形になります。うちは常に緑肥を入れたりしながら、薄い表土を、十勝岳の噴火で出来上がったこの農地を、一からいろんな形で努力しながら土づくりをしながら頑張っているわけです。ああいう姿、また斜面もあまりないですから、トラクターは走り放題ですが、美瑛の場合は横に走るとトラクターが引っ繰り返ってしまうのではないかということから、縦に走っていく。そうすると燃料代もかかりますし、米どころ空知の方に行きますと、本当に水田、広く平らなところが多いわけです。美瑛町の場合は沢地に水田が広がっていて、やはり効率的な部分では大変課題があり、そういう意味では、数量勝負でいくと勝てない部分が非常に強いと思っています。そんな面から、美瑛町

の地域ブランドというのをしっかり確立させて、美瑛町のまちづくりにしたいと考えているところです。これは議員さんの言われるとおりでであると判断をしています。そんな中で、商標の関係であります、商標の扱いというのは非常に難しいところがありまして、先ほど申し上げましたとおり、地域を商標登録することについて、我々はこれは問題があると言ってやりまして、もう何年もかかって、やっと●●の方から我々の所に調査にきまして、そんな中で許可を取り消すということになったわけですが、1回こういうものに登録されると非常に大きな問題もあります。ただ、我々としては、こういう地域の、丘のまちびえいとか、美瑛の部分に住民の方々にはやはり広く使っていただきたいという思いもありますので、町が何かこう一括管理も、なかなか町もやろうと思っても難しい状況になってるわけですから、地域を町が独占するということではなくて町民の財産ですから、このことを十分に今までの取り組みを振り返りながら、適切にこのブランドを成長させていくということが、大きな我々の目標であると思っております。

外国のこと等も、中国の方にも先日訪問させていただき、色んな話をしたのですが、全く我々と次元の違うような管理の仕方等もしてしますので、ここを防ぐとなると大変な労力があるんだろうと、お金も相当なものだろうと思っています。道の上海事務所の方も、一件一件チェックする体制をとるべく準備をしたらしいのですが、なかなか出来きらないというのが今の現状でもあるように伺っています。しかし、いずれにしてもブランドをつくるということは、国際的な部分からしても、美瑛町の名前を知っていただくということですから、八木議員が言われるように、どうやって美瑛町の名前をしっかりと我々が保護しながら、今後もまちづくりを進め、農産物等の付加価値の増強に取り組んでいくか大きな課題だと思っておりますので、ここでこうやればこうできるということにはなりません、私も、できることを勉強しながら今後取り組みをしたいというのが、今答えられる精一杯の答弁と思っております。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、八木議員。

○8番(八木幹男議員) はい、今、町長のお話いただきまして、やはりブランド化は大変難しい問題だとも考えています。それにつきましても、他地域との差別化を図るという意味で避けては通れないことかと思っておりますので、こちらの方につきましても積極的な取り組みをお願いしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) もうひとつ商標の関係では、今我々の取り組んでいる美しい村連合については商標登録をしています。その商標登録をしたときに、ある文化人からクレームがまし

た。美しい国というのは私が取り組んだもので、美しいという言葉を簡単に地域にかぶせてということで、わざわざ我々の仲間がその人のところに説明に行って、実はフランスのこういう美しい村連合という歴史のあるものを、我々も一緒に取り組むのだから、あなたの美しい国というようなことをもじってやったものではないと説明に行った経過等もありますので、こういったことについては、八木議員指摘のとおり、まだまだ課題がこれからもあるのだと思っておりますが、情報交換しながら学びながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問を終わります。

次に、4番杉山勝雄議員。

（「はい、4番」の声）

はい、4番杉山議員。

○4番（杉山勝雄議員） 最後の質問になります。4番杉山です。一つ目は水道料金について町長に伺います。

営業用の水道料金には、本町地区と白金地区と二本立ての料金制度になっています。これには経過があってそのように設定されてきたと承知していますが、本町地区で営業される方が増加しているなかで、このような料金制度をなくして一本化してほしいとの要望も出されてきています。

一般家庭用・畜産農業用・一般農業用では本町地区も白金地区と同じ料金に設定されていて、営業用だけが二本立てになっています。白金地区の営業用は、基本料金で、一立方メートル当たり123円と、一般家庭用の201円より抑えられています。これは、経済性を考えての料金設定だと思います。それは、畜産農業用・一般農業用でも同じく料金は低く抑えられていることからもうかがえます。ところが本町地区は、逆に営業用の方が一般家庭より高くなっています。1立方メートル当たり295円です。白金地区での営業用と比べれば約2.4倍です。これでは整合性もとれないし、納得のいく説明も出来なくなっているのではありませんか。このような料金体系を早急に見直す時期に来ているのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

二つ目に、町立病院に対する町民の声についてであります。町立病院に寄せられる患者さんの声には、良い評価も悪い評価も両面あるものですが、最近、立て続けに悪い評価を聞くことで、いささか町立病院への危惧の念を抱かずにいられなくなった次第です。医師、看護師、そして職員の多くは、町立病院がかかげる理念を実現すべく、日々努力されていることと思えます。しかし、残念ながら私の下に届いた声は様々ありますが、驚くほどの患者軽視、患者の人権や権利を無視しているというような事例です。

また、患者への説明にしても、通常、相手に十分理解してもらおう努力をするのが当たり前で、多くの方はそうされていると思いますが、全く逆の扱いをされていることが起きています。医療をめぐる環境や条件などは、改悪に次ぐ改悪で年々悪くなっていますから、患者にとっては納得できない問題もあります。しかし、納得できなくてもその背景や条件を説明すれば理解できるものです。誠意を尽くして説明しているかどうかです。病院の側に患者の気持ちを理解しようとし、患者の立場に立っているかどうかで全く違ってきます。町民に支えられ、町民のためにある病院なのだという意識、最後は町立病院にたよらなければならない思いでいる町民の気持ちを根本的な問題意識として踏まえているのか、そんなことを疑うようなことが続くのです。接客マニュアルのような基本的なことも町立病院にはないのかと耳を疑うばかりです。

具体的な例を挙げれば、別の機会でもいくらでも話は出来ます。私が感じたことは、これほどまでの批判・苦情があるのは医師・看護師・職員、それぞれの上に立つ者の問題意識・自覚の欠如だと思います。通り一遍の指示や業務命令では改革はできません。

もちろん、多くの職員は町民から信頼される町立病院でありたいとの気持ちで働いているはずで、そうした良い評判ももちろん届いています。医師・看護師・職員が一体となって、そこに権威ある第三者も加わって、町民の声をすくい上げることの出来る「委員会」というような改革のシステムをつくることを提案したいと思いますが、このことについて町長の考えを伺います。

**○議長（齊藤 正議員）** 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

**○町長（浜田 哲君）** 4番杉山議員よりの質問2点について、私から答弁を申し上げます。

だいぶ声も暖れてきましたので、気合入れてやりますので、どうかひとつよろしく願います。

まず質問事項の1で水道料金についてですが、昭和25年に白金温泉が開発されましたが、白金地区を流下する河川は火山の影響を受け強酸性で、飲料水の確保は温泉開湯以来の懸案でありました。当時は、美瑛川の真水を人力で運搬し飲料水として確保していましたが、観光客の増加等に伴い昭和27年に簡易水道事業の認可を受けて給水を開始しました。昭和40年には国立大雪青年の家の設置が決定され、昭和58年には観光開発による水需要の増加と施設の老朽化により全面改装の必要に迫られる中、現在の白金浄水場等を整備してまいりました。また、本町地区は白金ダム建設に伴う水源移設工事と同時施工することで経費の節減を図ってまいりました。

昭和59年4月には、経営の合理化を図るために白金簡易水道事業と町水道事業とが合併し

たところであります。合併に際しまして、白金地区は湧水、本町地区は表流水を水源としていることから浄水方法が異なるため、給水原価に大きな差が生じるなど合併当初から水道料金には課題がありました。また、白金地区からは観光業の営業成績の現状を踏まえ、料金改定は経営上大変困難であることから現行料金の継続要望もあり、町と地区では、段階的に話し合いを重ねながら料金改定していくことで話し合いを実施してきました。従いまして、これまで同様に経過を踏まえて、引き続き段階的に格差是正の措置を地区とも協議しながら講じていかなければならないと考えています。

平成24年度からは、平和・五陵地区簡易水道が水道事業と統合されました。今後は、白金地区も含めて施設(管・機械設備等)の老朽化による更新や人口の減少による使用料の減少等、多くの課題はありますが、計画的な施設の更新・改良により、サービス水準の維持・向上を行い、計画性を持って経営の効率化を図り、コスト縮減を行いつつ適正な料金水準を実現することが必要と考えています。

続きまして、町立病院に対する町民の声について、質問2ですが、答弁を申し上げます。

町立病院では、信頼され、親しまれる病院となるため、病院理念、基本方針を掲げ実現すべく、患者の人権、権利を尊重し、心のこもった医療を提供していきたいと常に努力をしているところです。町立病院の外来患者数は、平成23年度実績で約5万3千人であり、1日平均200人を超えています。これは、医師1人1日当たり約50人の患者数となり、道内の同等規模の自治体病院でも上位となっています。このように近年の医療を取り巻く環境は厳しく、医師不足は本町においても例外ではなく、診療の待ち時間や診療延長などで、町民各位には大変ご不便をおかけしていますが、医師を中心に病院職員が連携し危機感を持って病院事業を運営しているところです。

医療・サービスの提供は、病院の大きな役割であり、町立病院でも病院サービスの向上や医療安全対策などの目的に、医師をはじめ職員の資質の向上を図るべく、11の委員会を構成し実践に努めています。特にサービス検討委員会では、新たに入院患者を対象としたアンケートに取り組んでいて、ご意見箱とともに貴重なご意見をいただき、サービス改善を行っているところです。

今回、患者満足度向上のため、院内の医療職員が患者さんとは対応・対話のなかで、職員自ら意見を拾い上げ、院内の医療サービス提供を見直すべく、職員全員を対象とした「職員アンケート」と併せて、町民の皆さまに町立病院に対する様ざまなご意見をいただき、信頼され親しまれる病院づくりに活用させていただくことを目的に、「町民アンケート調査」を実施いたします。そうした職員、町民の皆さまの声をもとに、民間委託によるサービス改革プランの作成、病院運営審議会でのプラン評価、計画の実践、民間での指導・評価、処置改善を実施すべく準

備を進めています。多くのご意見、ご要望は、町立病院にとってサービス改革の大きな資源であり、職員が一体となりその情報の共有化と改善策実行に努め、町民の皆さまに支えられている、町民のための町立病院として医療・サービスの充実を図ってまいります。

よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい、4番です。まず水道料金について再質をいたします。

この水道料金については、今までも、また今回の答弁でも料金の改定の必要という問題については、町長も認めておられるのかなと伺いました。ただ、いつまでに、どのように改定するのか、その点でもっと具体的に答えなければならない時期にあるのではないかと。これまでの繰り返しをまた答弁で聞かされたという気がしてなりません。この答弁から推察しますと、主に白金地区に設定された営業用の料金の改定、そこに問題視されてるように受け取られますが、むしろ、本町地区での料金の設定にこそ矛盾があると捉えられないのか。いま一度、その料金で比較しますと、一般家庭用が1立方メートル当たり201円です。畜産農業用は同じく147円です。一般農業用は152円です。そして、浴場営業用は125円、ところが営業用だけは295円、このように水道事業の経営の効率化、そして、コストの縮減、あるいは適正な料金水準、これらのどの理由を持ってきても、この料金体系を納得させられるような説明にはなっていないのではないかと思います。営業用だけが群を抜いて高く設定されている。それ以外の多くの利用者には、営業用の料金以下で提供できているわけですから、上水の経費の違いでは説明できないと私は思います。どの位の料金水準が適正なのか、いつまでにそれを行うのか、もう少し具体的な、踏み込んだ答弁を期待しております。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 水道料金、これ税金のようなこともそうなのですが、これまで取り組まれてきた料金体系を変えるというのは、非常に難しい問題があることは理解いただけないと思いません。私も実は、水道料金の改定が以前あったときに、私も白金の関係とかそういった部分、営業関係の部分の見直し等をやはり色々検討させたり、私自身も勉強させていただきましたが、他町との色んな比較の数値とか、これまでの経緯、こういった部分でそれぞれ了解を得ながら来ている部分があるものですから、料金の改定になると本当に細かい操作の中で、ある程度の歪みを直していくということにしかありません。それからまた、そういうことしかできないというのが実情です。ですから、杉山議員さんからこれいつ改訂するのだということですが、やっぱり料金改定が必要になって来たときに、この部分をやはり順次また、こういった課題の部

分を少しずつ整理していくということになっていかざるを得ないと思っています。そんな面からしますと、町の水道料金については私が町長になってから1回料金改定をしたのですが、今ある程度安定している状況です。今回、簡水が入りましたので、そういう部分では、そう簡単に言えるのかという部分も出てくる可能性があります。基本的には今の料金で水道事業等を自賄いで、町からも料金に対する補正だとかそういった部分のお金は出していますが、やれている状況ですから、料金改定を見据えながらということをお答えできる、そういうことぐらいしか私も答弁しようがないのかなと思っています。一応必要な金額がありますから、ここを高くしてここ安くするとすると、以前のこれやった時にこういう話はどうだったのだとか、これはどうだったかということがいきなり噴き出してくるような状況になりますので、その料金改定に合わせて少しずつこの制度の歪みと思われる部分については訂正をしていくということになるのだと思っています。そういった部分で、ぜひご理解をいただき、営業の関係でも色々と情報交換をしながら、今後ともこういった部分がこういったふうに営業をしている方にとって負担になっているのかも、色々と情報収集をさせていただきながら、今後の見直し等を検討させていただきたいと、そういう答弁でご理解いただければと思っています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) はい。質問を変えます。いずれにしても、速やかに改定の方向に向かっていたいただきたいと思います。

町立病院に寄せられている声について、再質をいたします。

これまでも町立病院はたびたびアンケートを実施して町民の声、患者さんの声を聞く努力をして来られたと私は受け取っていました。ですから、ここに来てこれほどまでに直接苦情をたくさんいただくということは、それまでの努力が全く実っていなかったのかという気がします。おそらく町長の耳にこういった声が届いていないのかと思いますので、あえて、言うつもりはなかったのですが、簡単な表現でいくつか届けたいと思うのですが、なぜ付添いをつけろと言われるのか。町立病院は完全看護でないのか。リハビリも無しで自宅へ帰されてきた。しかしその説明はなかった。前の説明と違うことを言われたので文句を言ったら、言った覚えはないと逆に怒られたと。あるいは、39度の高熱で治療を受けに行った。しかし解熱剤を処方されただけで、戻っても一向に熱が下がらず夜中になって不安になって、再度電話をしてもう一度診てくれないかと頼んだのですが、担当の医者は、私の診断に間違いはないということで受け付けてくれなかった。家族も相当不安になってますから、39度の熱が依然として下がらないわけですから、このまま死んでもあんた責任負えるのかって食い下がり方をしたそうです。それでようやく、じゃ来なさいということで、治療を受けたわけですが、もう夜中相当時間が経

ってますから、そろそろ点滴も終わってるはずなのにといいことで電話をしたところ、実際終わっていて、タクシーなんか拾える時間でもないですから、電話をして初めてと迎えに行くと、そういう時間帯で、そういう前後の経過がありながら、なぜ治療が終わったら終わったの連絡も入れてもらえないだろうかと書いておりました。あるいは、家族への説明が不十分だということについては、もう多々あります。例えば退院の日をいきなりその日知らされたとか、家族への病気の説明を食堂で行う。別室はないだろうかと、患者のプライバシーなんか全然考えてくれないんじゃないかと、しかも平気でカルテをその食堂に置きっぱなしと言いますか、忘れたままでいなくなってしまうということも耳にいたしました。あるいは、障害を持ってバリアフリーを自宅に設置しなければならない、そういったことも患者本人には言ってるようですが、家族に説明はなかった。患者は、町立病院は看護師の天下だ、医者天下だと怒っていました。また、検査に行くと、検査が長引いて病棟でしばらく待たされるということがあります。そのときに、もし具合が悪くなったらナースコールで呼ばないで、外来にまで来てくださと言われてるそうです。具合が悪い人間に対して、目の前にあるナースコール、詰所に声かけないで、外来まで行けるのかという、これもやっぱり、患者にとってみれば納得できない事態です。このような様々な点で配慮が足りない、説明が足りない、聞けば怒られるというような事例をたくさん私は聞かされているわけです。この点は、やっぱり町長の耳にも是非届けておかなければならないなと思っておりますが、質問でも表現させてもらいましたが、私は通り一遍の指示や業務命令で改革できないのではないかとこの危惧を抱いています。

幹部のところの考え方、そこに、患者の立場に立つという根本的な姿勢、思想があると思えないのです。そこがたびたびアンケートとかそういう形式的な努力をされても、そのことがこれまで実らずに依然として苦情や不安を広げている事態になっているのではないかと。そういうことを今回、私は痛切に感じました。ですから、そういう状況を踏まえて、形式的な改革ではなく、根本のところを見つめて、改革に取り組むということが必要ではないかと、その点を再質させていただきます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 町立病院の経営に関する町民の声ということで、杉山議員さんから住民の方々、患者さんの方々のご意見を直接表明いただき、ご質問いただいたところであります。

今回杉山議員さんもこの病院の質問するに当たって、ハードルはあつただろうと思っております。こういう問題点があるという部分を表明していくというのは、ある意味では逆に言えば、いろんな方々から、特に病院経営にかかわる方からは何言ってるんだということもありますので、そういう意味では勇気のいる質問だったかと、改めてそんなふう思いながら聞かせていただ

いています。

町立病院の運営につきまして色々な状況があります。まず基本的にはお医者さんの不足、この部分については非常に大きな問題であります。お医者さんが月の内半分も当直、宿直するという状況があったり、もう本当に休みなしに、休憩なしに業務に当たらざるを得ないというような状況も生まれていますので、この部分について私がしっかり医師を確保できればそういうことにならないわけでありますから、非常に私自身の大きな問題を抱えていると思っています。私も道の医療審議会の役員をやっています、お医者さんの不足する部分の座長をしています。私ども美瑛町としてはこういうふうに医師が足りないというようなことを言っていますが、もう我々美瑛町なんか良い方だ。こんなにお医者さんがいるじゃないか。私どもの町は1人もいないんだ。札幌から1週間の内何日か通ってるだけだ。1人だけいたのがもういなくなった、というような状況があるものですから、なかなか美瑛町にまでまわすという状況よりも、離島とか、そういった小さな町、そして何かこう問題があって先生がいなくなっているところ等に医師が重点的に道の方からも国の方からも少しでも手当てができればという対策になっている状況であります。

例えば30人必要として1年間動いて10人確保できるかできないかというような状況であります。その中で、国の方も、私ども旭川医大や北大、道の医大に話をし、医師の確保で道内に卒業後お医者さんとして働ける方を優遇して大学の方で生徒として認めるという方向も色々やっていますが、医師を1人作るのに6年間かかります。4年間の大学と2年間の実習、それに合わせてまだその他に実習研修ということで行うわけですが、国の制度が変わってしまって、その実習研修で今まで大学で押さえていたお医者さんが民間の大きな病院でもいいということになって、みんな都会の方にお医者さんが流れていく。都会に行けば救急医療とか、それから手術、色々な治療法こういったものを若いうちに学べると、それで都会の方に行って医師としての技術力などを充実させるというような方向性になっているわけです。そんなことから国の方にも我々も強くそんな話を、国も分かってやってることですから、どうするんだと、どういうふうに国も対応するんだと言っても、なかなか国としてもさてどうしますかというようなことばかりです。私自身も大変不徳の致すところですが、医師の確保を何とか頑張っていかなきゃ先生方が参ってしまうと、そんな危機感も持っているところでもあります。看護師さんについても、今国の方で7対1とか10対1ということで看護師さんを確保するというような政策、これによって治療費の部分が国からあてがわれる治療費が高くなって、病院の経営に資するというようなことでもあります。今7対1というものも出てきて、看護師さんが都会の病院に集められるというようなことになっています。これはもしかしたら国がわざとやっているのではないかと疑いたくなるようなところがありますが、そういう都会集中型という医療政

策が続いているところです。

そんな中で町立病院の先生方も頑張ってくれていますので、まずそのところは皆さん方に、町民の方々にも議員の皆さん方にもご理解をいただきたいとお願いを申し上げるところです。しかし、議員ご指摘のとおり、私も実は町立病院のサービスが町長落ちたよという話はここ2年ほどずっと聞いています。今の杉山議員さんからお話のあった部分の一部も私自身直接聞いているものもあります。そういう面から町立病院の方にこういった方向で見直しをしてくれというようなことで取り組んできていますが、なかなかその部分が成果として表れてこないというような状況もあり、審議会でもそういった部分の意見交換をしているところです。

今回私の方からも何カ月か前になりますが、この前の審議会で私から町立病院の評価項目を挙げてくれと、そして病院が、例えば病院の医療食、入院したときの食事が美味しいとか美味しくないとか、看護師さんの対応がこうだとか、先生の対応がこうだとか、薬の投薬についてはこんなだとか、通院の部分でこんなだとか、そういう町立病院の評価に関わるものをすべてリストアップしてくれと、それを内部評価、病院で内部評価するのと、それから町民の方々にリストアップした案件を評価していただくということで今作業を進めています。そういったものをリストアップしながら町立病院の経営の部分について私も一体となって経営の改善、サービスの改善に取り組んでいきたいと思っています。患者さん側にも色々こう言いたいこと、言い分はあるわけですが、町立病院の方からもし言い分を聞いたら同じ数だけ町長町立病院でこんな状況だと知ってるのかと病院側からまたいただくのが今の現状ではないかと思っています。そういう状況の中で100%条件を改善できることにはなりませんので、できる限り私としてはその間に入って住民の方、そしてまた医療に関わる方、町立病院に関わる方双方がある程度しっかり町立病院を大事に思っただけけるようなそんな体制をつくることに取り組んでいきたいと、そういう取り組みを今してるということでご理解いただきたいと思います。以上であります。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) 医療というのは専門性がありますし、なかなか難しい問題ですから、表面だけを見てどうこうということはなかなか言えないわけですが、今、町長が言われてる医師不足も確かに大きな問題としてあるだろうと思います。確かにそれはあるだろうと思いますが、しかしそれだけなのだろうかという部分もありますし、1回目の質問にも挙げておきましたが、私はむしろその幹部として立たれている職員の側に本当にあの町立病院という使命、その理念を実現していくための責任の自覚というものがあるのだろうか。果たして町立病院ということの、町立に安住しているのではないかと心配するわけです。私が言うまでもなく町立病

院というのは、町行政の一環を担っているわけです。ですから、住民福祉の向上を目指すという行政の一環として、町立病院があるのだと、そういうところから自ずから、監督といいますか、その立場にある幹部、職員については院長とか看護師とか、そういうところも含めて自覚をしっかりと認識した上で、職員の頂点に立ってるのだろうかということがあるかないかによって、随分と人員不足だとか医師不足だとか、諸々の問題に立ち向かっていく姿勢が自ずから変わってくるのではないかと私は思うのです。

もう一つこれも表面的なことと言って申しわけないのですが、それぞれの監督的な立場に立つ人の責任がきちっと明確なのか、設置者である町長、そして院長、そして事務長、看護師長、それぞれの持ち場持ち場で責任体制が引かれていると思いますが、こういう私的な一般病院と違って自治体病院の場合にある特別な体制上の複雑さから生じてくる責任の不明確さというものがないのかどうか、それぞれの責任者のところの責任というものが明確になって、この問題はここの責任だという、そういうやっぱり設置者である設置者としての、町長は町長としての当然責任もあるのだろうと思います。ですからやっぱりその持ち場持ち場でも、責任が持たれあいにならないような、責任の不明確さが生じないような、きちとした体制がつけられてるのかどうかということも踏まえて、改革に当たっていただきたいなと思います。そして、答弁の中にありました民間委託、民間指導という言葉が出てきているわけですが、この改革プランに当たる中で、この民間委託が、果たしてどういうものなのかよくわかりませんが、民間で改革ができるそういう保証というものがどんなものかということがあります。その点を伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 町立病院に関わる職員なり、お医者さん、そして看護師さん、さらには事務関係の人たち、町立病院の使命というものを考えて本当にやってるのかということですが、ここは議員、みんな頑張っているよと、私はやはりそう答弁をさせていただきたいと思ってます。ただ、先日も審議会の後色々話しをしています、話をしててあっと思いますが、看護師さんとの話の中で私たちこんなにやってるのにどこが悪いってまだ言うんですかというようなことが出てきます。これは、もしかしたらやっぱり先ほども経営の関係で森平議員とも話をしましたが、やっぱり職員が情報不足といいますか、私たちはこんなにやったらできることを投げてるじゃないかと。ただ、もっとこう広い世界とかもっと違うところを見れば、違うレベルのことをやっているという部分がある。やはり研修だとか、色んなところで学んでくるとか、そういう状況があまりにもやはり少ないということもあるのではないかと判断をしています。

以前、師長が変わったわけでありまして。以前の師長で前になったばかりの時の師長が旭川の看護師の方々の対応について勉強をしに行くということをやったり、そこから呼んでこういうことをやってるんだよということで勉強会をやったりしてました。それが最近はほとんどそういうことも行われてないような状況ですから、使命感もあり、考え方もそういう町民の方々のためにまた町立病院をしっかりとさせていこう、しっかりと運営してこうという思いを持っていながらも、そのノウハウとか、技術とか、そういった部分の情報不足ということがあるとすれば、この部分についてはやはり役場の職員の研修と同様な形で、我々もそういう知識を得ていただく、外へ行って勉強をしていただく、特に自治体病院の運営についても我々も色々な情報を持ってまして、ここの病院ではこういう経営をしていて福祉とそういった連携が充実してるとか、そういったその例というのは幾つも持ってますので、うちの事務長にも見てこいと言うのですが、そういった気風が町立病院には育っていないという部分が私はあると私なりに判断してますので、ここの部分、役場の行政の中で職員を研修させたり、職員を育てていく、そのような部分を病院の中でもやっていくことができないかどうか、私は今、私の中で検討させたいなと思ってます。そういう使命感について、持ちながら頑張っているということについては、ご理解いただきたいと思えます。

責任体制ですが、確かに議員言われるとおりの責任体制が本当に明確になっているかということですが、そうなのです。明確化に役割分担してますので明確になってるのですが、例えば先ほど申し上げた医師不足の関係なんかについては、町長の役割です。

それはお医者さんからすれば、町長が役割を果たしてないじゃないかということになります。そういう面からするとお医者さんからもお前が役割を果たさないから俺たちも長く宿直や当直もして、夜も昼もなしに救急の方に対応して擦り減っていくという状況が生まれるわけですから、その部分について、責任体制、お前どこまでそれを認識してるんだと言われればその通りであります。現状としてはその書類、文面通りの責任体制を分かち合えないような状況が、私自身も作っているし、町立病院の運営の中でもそういうことは実はあり得ると思ってますが、ここはやはりお互いにカバーしながら、現状をしっかりと認識して町立病院の運営していくということになるわけです。そんな面からもお互いに協力し合う関係、また明確にどういった課題があるんだということ認識しながら今後運営をしていく、そういうことに力を尽くしていきたいと、これがすべての解決策になるとは言えませんが、そういうことに前向きに進んでいきたいということを話をさせていただいているところです。

それから民間の関係については、先ほどからも申し上げてます通り、町立病院の運営について町立病院だけで判断をすると、これでいいんじゃないかということになります。そういった部分を病院関係の運営のコンサルタントというようなどころがありますので、美瑛町立病院に

については早くからこういった民間の方々にご批判をいただくような、またご指導をいただくような契約をして力をいただいています。そんな中からこれまでも改革事例はありますので、今後ともこういった民間の方々、コンサルタントの方々にも力をいただきながら、病院のサービスの改善、また運営の将来に向けての体制の確立、こういった部分を進めていきたいと、そんな意味での民間との協力ということです。ご理解いただきたいと思います。

○議長（齊藤 正議員） はい、4番議員の質問を終わります。

---

#### 閉会宣告

---

○議長（齊藤 正議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

午後 3時18分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年12月19日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 齊藤 幸一

議員 穂積 力